

D 4 - 1
 5 年 保 存 (常)
 (令和12年12月31日まで)
 F N : D 4 - 1 - 0
 鹿 免 管 第 4 8 3 号
 令 和 7 年 6 月 2 日

各 部 長
 各 参 事 官 殿
 各 所 属 長

本	部	長
担 当	免 許 登 録 係	加 [REDACTED]

運転免許事務処理要領（免許管理課関係）の改正について（通達）

運転免許事務に当たっては、これまで、「運転免許事務処理要領（免許管理課関係）の改正について（通達）」（令和4年6月2日付け鹿免管第655号。以下「旧通達」という。）に基づき処理してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、免許情報記録個人番号カードに関する規定が整備されたことから、別添のとおり、運転免許事務処理要領（免許管理課関係）を改正したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年6月2日から施行し、旧通達は令和7年6月1日限り廃止する。

令和7年6月

運 転 免 許 事 務
処 理 要 領
(免 許 管 理 課 関 係)

交 通 部 免 許 管 理 課

目次

1	免許事務処理の基本的な心構え	1
2	手数料の徴収と証紙の消印	1
3	用語の意義、説明	1
4	免許証の有効期間	3
5	免許の委託事務及び具体的処理区分	4
6	免許管理課員による各種申請書類の審査、決裁等	8
7	警察署及び幹部派出所による各種申請書類の審査、決裁等	9
8	各種申請等における留意事項	10
9	免許証等の更新申請の処理要領	10
10	高齢者講習等対象者の更新申請等	16
11	住所地以外の公安委員会を経由した更新申請	18
12	免許証等の再交付等申請の処理要領	20
13	保有状況の変更(更新時以外の場合)	23
14	免許証の交付等	24
15	申請取消し処理要領	25
16	格下げ更新処理要領	29
17	格上げ更新処理要領	30
18	記載事項変更届の処理要領	31
19	運転経歴証明書等の処理要領	33
20	サポートカー限定条件申請の処理要領	36
21	免許の条件(限定)変更、解除申請処理要領	38
22	臨時適性検査該当者に対する要領	38
23	国外運転免許証の交付申請処理要領	39
24	特定失効者からの申請処理要領	40
25	特定取消処分者からの申請処理要領	40
26	免許証の閉そく解除及び暗証番号の照会	40
27	その他	40
	(1) 免許証等照会	
	(2) 安全運転相談	
	(3) 非優良運転者に係る免許証更新時における書面による教示	
	(4) 偽・変造事案等の検挙報告	
	(5) 申請用写真に関する判断基準	
○	別添資料索引	
	・資料1・・・更新連絡書のさん孔位置	
	・資料2・・・運転免許証のさん孔位置	
○	別記様式索引	
	・第1号様式・・・運転免許証等更新申請書(手数料用)	
	・第1-1号様式・・・運転免許証等更新(経由)申請書(手数料用)	
	・第1-2号様式・・・経由更新手数料貼付票	

- ・第1－3号様式・・・経由申請書・更新時講習受講申請書
- ・第1－4号様式・・・経由申請の受理引継書
- ・第2号様式・・・運転免許証等更新申請の受理引継書
- ・第3号様式・・・運転免許証再交付申請書(手数料用)
- ・第4号様式・・・運転免許証再交付申請の受理引継書
- ・第4－1号様式・・・運転免許証交付申請書(手数料用)
- ・第4－2号様式・・・運転免許証交付申請の受理引継書
- ・第4－3号様式・・・特定免許情報記録申請書(手数料用)
- ・第4－4号様式・・・特定免許情報記録申請の受理引継書
- ・第5号様式・・・運転免許申請(失効新規)の受理引継書
- ・第6号様式・・・運転免許証交付等申請の受理引継書
- ・第7号様式・・・免許の条件等変更登録の受理引継書
- ・第8号様式・・・登録業務日誌
- ・第9号様式・・・免許の委託事務に係る運転免許申請の受理引継書
- ・第9－1号様式・・・免許の委託事務に係る運転免許申請の受理引継結果報告
- ・第10号様式・・・免許(更新、再交付、保有状況変更、条件変更・付与、申請取消し、経歴証明書交付、経歴証明書再交付、国外免許証)申請者名簿
- ・第11号様式・・・免許証等送付書
- ・第12号様式・・・運転免許証等更新申請書
- ・第12－1号様式・・・再交付同時更新時の貼付票
- ・第13号様式・・・運転免許証再交付申請書
- ・第14号様式・・・運転免許証亡失・滅失等てん末書
- ・第15号様式・・・国外運転免許証交付申請書(手数料用)
- ・第15－1号様式・・・旅行(滞在日程等)計画書
- ・第16号様式・・・運転免許証交付申請書
- ・第17号様式・・・特定免許情報記録申請書
- ・第17－1号様式・・・免許保有状況変更申出書(紛失時等)
- ・第17－2号様式・・・免許保有状況変更申出書(発見時)
- ・第18号様式・・・免許情報記録抹消届
- ・第18－1号様式・・・運転免許証返納届
- ・第19号様式・・・運転経歴証明書交付(再交付)等申請の受理引継書
- ・第19－1号様式・・・運転経歴証明書交付(再交付)等申請書(手数料用)
- ・第20号様式・・・滞在証明書
- ・第21号様式・・・更新手続出頭者名簿
- ・第22号様式・・・特例更新申請書
- ・第23号様式・・・特例更新理由書
- ・第23－1号様式・・・更新証明書
- ・第23－2号様式・・・免許情報記録確認書
- ・第24号様式・・・未受講者一覧表

- ・第24-1号様式・・・未交付(記録)免許証等・運転経歴証明書等送付書
- ・第24-2号様式・・・未交付(記録)免許証等・運転経歴証明書等管理簿
- ・第25号様式・・・代理人依頼書
- ・第25-1号様式・・・運転免許証廃棄簿
- ・第26号様式・・・運転免許取消申請書
- ・第26-1号様式・・・委任状兼確認書
- ・第26-2号様式・・・自主返納をされた方へ
- ・第26-3号様式・・・代理人誓約書
- ・第27号様式・・・申請取消しによる下位免許等申請書
- ・第28号様式・・・申請による運転免許の取消通知書
- ・第29号様式・・・申請による運転免許の取消受理簿
- ・第30号様式・・・申請による運転免許の取消受理簿(警察署等)
- ・第31号様式・・・誓約書
- ・第31-1号様式・・・運転免許格下げ上申書
- ・第32号様式・・・運転免許証記載事項変更届
- ・第33号様式・・・記載事項変更届申請受理簿(警察署等)
- ・第34号様式・・・運転免許証記載事項変更届送付書
- ・第35号様式・・・運転免許証記載事項変更届発送簿
- ・第36号様式・・・代理人依頼書
- ・第37号様式・・・運転経歴証明書等申請受理・交付(記録)簿
- ・第38号様式・・・運転経歴証明書亡失・滅失等てん末書
- ・第39号様式・・・運転経歴証明書記載事項(運転経歴情報)変更届送付書
- ・第40号様式・・・免許証等閉そく解除・暗証番号照会申請書
- ・第41号様式・・・運転免許更新時における講習処分に係る教示

運転免許事務処理要領（免許管理課関係）

1 免許事務処理の基本的心構え

- (1) 免許事務の取扱いに当たっては、厳正公平を旨とし、正確かつ迅速な処理に努めなければならない。
- (2) 申請者に対しては、親切、丁寧な言葉遣いで対応しなければならない。
- (3) 免許事務の処理に当たっては、関係書類の点検及び申請者と添付写真の照合を徹底し、不正申請等の発見防止に努めなければならない。

2 手数料の徴収と証紙の消印

- (1) 免許等に関する手数料については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第112条の規定により、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）第2条に手数料の徴収に関する規定があり、運転免許申請手数料を徴収することを定めている。
- (2) 運転免許に係る各種申請手数料及び交付手数料は、鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第50号）第2条及び鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）第2条の規定により、鹿児島県収入証紙により納付しなければならないと定められている。
- (3) 免許管理課長及び警察署長は、所属職員の中から運転免許申請に関する収入証紙消印取扱者を指定するものとする。
収入証紙消印取扱者については、免許管理課にあっては講習指導官又は免許登録係長とし、警察署にあっては交通課長（地域交通課長を含む。）又は同課長代理（地域交通課交通担当代理を含む。）とし、幹部派出所にあっては幹部派出所長又は同所長代理とする。
- (4) 収入証紙消印取扱者は、自ら又は免許担当警察職員をして、免許申請に係る収入証紙の消印を行うものとする。この場合において、免許事務を委託している団体等職員（以下「委託事務職員」という。）を補助者として収入証紙の消印行為を行わせることができるものとする。
- (5) 収入証紙は、再度使用することができないように収入証紙消印をもって判明に消印をしなければならない。
なお、消印の時期は、次のとおりとする。
ア 申請手数料として貼付の証紙については、申請書等を受理したとき。
イ 交付手数料として貼付の証紙については、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付したとき。ただし、運転経歴証明書については、申請書等を受理したときとする。

3 用紙の章種、説明

- (1) 教育センター
鹿児島県交通安全教育センターをいう。
- (2) 警察署等
警察署及び幹部派出所をいう。
- (3) マイナ免許証
免許情報記録個人番号カード
- (4) マイナ経歴証明書
運転経歴情報記録個人番号カード
- (5) 免許証等
免許証及びマイナ免許証
- (6) 2枚持ち
免許証及びマイナ免許証双方を保有している者
- (7) 運転経歴証明書等
運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書

- (8) 免許証等の更新
免許証又は免許情報記録の有効期間の更新
- (9) 免許証番号等
免許証番号及び免許情報記録番号
- (10) 即日交付等
更新等申請日の当日に免許証等を交付・記録する場合をいう。
- (11) 後日交付等
更新等申請日以後の指定日に免許証等を交付・記録する場合をいう。
- (12) 交付等
免許証等の交付・記録
- (13) 特例更新
更新期間前における免許証等の更新を受けようとする場合をいう。
- (14) 運転免許証等更新連絡書（以下「更新連絡書」という。）
法第101条第3項の規定により、更新予定者全員の免許証等記載の住所に対し、免許証等の更新期間の初日の前日までに送付する免許証等の更新を受けるために必要な情報（更新できる期間、更新申請窓口、講習区分、手数料等）を記載した書面をいう。
- (15) 優良運転者
免許の継続期間が5年以上で、過去5年間に違反行為、重大違反喫し、道路外致死傷等を犯したことの無い者
- (16) 一般運転者
免許の継続期間が5年以上で、過去5年間に軽微な違反（1～3点）が1回のみの者で、かつ、重大違反喫し、道路外致死傷等を犯したことの無いもの
- (17) 違反運転者
過去5年間に違反行為（軽微な違反（1～3点）1回のみを除く。）、重大違反喫し、道路外致死傷等を犯したことがある者
- (18) 初回更新者
47以外の者で、免許の継続期間が5年未満のもの
- (19) 違反の有無の期間の起算日
 - ア 通常更新者の場合
「誕生日の40日前の日前5年間」とされているので、誕生日の40日前の日を起算日とし、過去5年間の違反等についてみることとなる。
 - イ 特例更新、併記登録の場合
「適性検査、適性試験を受けた日前5年間」とされているので「適性検査、適性試験日の前日」を起算日とし、過去5年間をみることとなる。ただし、検査日（試験日）が誕生日の40日前の日以後であるときは「当該誕生日前の40日前の日」とされている。
 したがって、誕生日の40日前から更新期間初日前日までの間の特例更新及び誕生日の40日前から誕生日までの併記登録については、誕生日の41日前の日を起算日とする。
- (20) 更新日等
 - ア 通常の更新により更新された免許証等にあつては、更新申請を行った日
 - イ 特例更新により更新された免許証等にあつては、適性検査を受けた日
 - ウ その他の免許証等にあつては、当該免許証等に係る適性試験を受けた日
- (21) 満了日等
 - ア 通常の更新により更新された免許証等にあつては、更新前の免許証等の有効期間が満了した日（誕生日の1か月後となる。）
 - イ 特例更新により更新された免許証等にあつては、適性検査を受けた日
 - ウ その他の免許証等にあつては、当該免許証等に係る適性試験を受けた日
- (22) 申請用写真等
カラー又は白黒に限る。

ア 免許証等申請用写真（以下「申請用写真」という。）

申請前6か月以内に撮影した無帽（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（詳細は「27その他の5」に記載）

イ 国外免許証申請用写真

縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルで他の条件はアに同じ。

(23) 暗証番号

免許証等のICチップに記録されたデータに、本人以外がアクセスできないようにするため本人が設定する数字

免許証 4桁2組

マイナ免許証（マイナ経歴証明書） 4桁1組

(24) 確認カード

免許証等の発行に伴い、申請者に対して免許証等と一緒に交付する本籍、交付年月日、免許証番号等、照会番号及び暗証番号を印字した紙（同カード再交付不可）

(25) 暗証番号の閉そく

免許証等のデータ読み取りに際して、免許証は暗証番号を3回間違えて入力、マイナ免許証は10回間違えて入力すると、ICチップにアクセスできなくなることをいう。

(26) 暗証番号の閉そく解除

暗証番号の閉そくを解除することをいう。

(27) 旅券等

申請者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合であって、本（国）籍、氏名、生年月日の変更等に必要な証明資料として提示等を求める旅券、外務省が発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類をいう。

(28) 一定の病気等

法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する運転免許の拒否等又は取消し事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気をいう。

(29) マイナ事務処理端末

警察共通基盤システムによる運転者管理業務（以下「運転者管理システム」という。）
マイナ免許証対応事務処理用端末

4 **免許証の有効期間**

(1) 免許証又は免許情報記録の有効期間（以下「免許証等の有効期間」という。）

免許証等の有効期間は、年齢、違反行為の有無等により、それぞれ更新前の免許証等の有効期間が満了した後のその者の3回～5回目の誕生日から1か月が経過するまでの期間（法第95条の6）

ア 誕生日の1か月後について

平成14年8月施行の道路交通法の一部改正により、免許証の有効期間は、有効期間が満了する年の誕生日の1か月後までとなった。

なお、1か月は厳格に解し、1月31日の誕生日の者は、2月31日とならず2月28日までの有効となる。

イ 免許証等の有効期間の末日が土、日等の場合（法第95条の6第3項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号、以下「令」という。）第33条の8）

免許証等の有効期間の末日が、行政機関の休日に当たるときは、その次の行政機関の開庁日を有効期間の末日とみなす。

行政機関が休日として定められているのは、次のとおりである。

㊦ 日曜日（法）

㊦ 土曜日（令）

(例) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（令）

(例) 12月29日から翌年の1月3日までの日（例に掲げる日を除く。）（令）

ウ 更新免許証等の有効期間一覧

更新区分	更新前免許証等の有効期間満了日における年齢	更新免許証等の有効期間 [更新前免許証等の有効期間満了後の誕生日回数による]
優良運転者 及び 一般運転者	70歳以下	5回目の誕生日から起算して1月を経過する日
	71歳	4回目の誕生日から起算して1月を経過する日
	72歳以上	3回目の誕生日から起算して1月を経過する日
違反運転者等		3回目の誕生日から起算して1月を経過する日

(2) 特例更新免許証等の有効期間（法第101条の2）

海外旅行その他政令（令第37条の5）で定めるやむを得ない理由のため、更新期間内（誕生日の1か月前から誕生日の1か月後まで）に免許証等の更新ができない者は当該理由の証明書を添えて当該期間前に免許証等の更新を申請することができる。ただし、更新した免許証等の有効期間については、交付後の誕生日回数によることから、特例更新された免許証等の有効期間は短くなる。

（例）～6月1日生まれで有効期間3年（令和4年7月1日まで）の者が令和4年4月5日に手続を行うと当該免許証の有効期間の末日（交付後のその者の3回目の誕生日から起算して1月を経過する日）は令和6年7月1日となり、通常の更新より1年短くなる。



(3) 新規免許証等の有効期間

新規免許証等の有効期間は、免許試験に係る適性試験を受けた日の後のその者の3回目の誕生日から起算して1月を経過する日（法第95条の6）

例 誕生日（7月10日）

適性試験合格日 第1回目誕生日 第2回目誕生日 第3回目誕生日
R4.5.10 R4.7.10 R5.7.10 R6.7.10



(4) 仮免許証の有効期間

仮免許証の有効期間は、当該免許試験に係る適性試験を受けた日から6か月（法第87条第6項）

5 免許の委託事務及び具体的処理区分

(1) 免許の委託事務契約

免許の委託事務については、業務委託契約書（免許管理課における運転免許関係事

務委託並びに警察署及び幹部派出所における運転免許関係事務委託に係るもの）に規定している事務とする。

② 免許事務の処理区分

ア 委託事務職員の免許関係事務処理

- ㉑ 各種申請については、申請者において収入証紙を収入証紙貼付書類に貼付し、申請させるものとする。ただし、委託事務職員が申請者の求めに応じ、当該収入証紙を収入証紙貼付書類へ貼付する行為を認めるものとするが、当該委託事務職員は、申請者に対し、申請に係る収入証紙を貼付したことを確認させるものとする。
- ㉒ 免許の委託事務に関し、疑義が生じたときは、必ず免許担当警察職員の報告させるものとする。
- ㉓ 委託事務職員が免許申請に関し、手数料の徴収誤りその他の免許事務処理の誤りを見つけたときは、直ちに免許担当警察職員に報告させるものとする。

イ 免許管理課における運転免許関係委託事務に関する具体的処理要領

- ㉑ 委託事務職員は、免許証更新申請に関し、運転免許証等更新申請書（手数料用）（別記第1号様式）に貼付してある更新手数料及び講習手数料について、その貼付状況等の点検確認をした後、運転免許証等更新申請の受理引継書（別記第2号様式）に当日の申請結果を記載し、運転免許証等更新申請書を添えて免許登録係に引継ぎを行うものとする。
- ㉒ 委託事務職員は、免許証再交付申請に関し、運転免許証再交付申請書（手数料用）（別記第3号様式）、運転免許証交付申請書（手数料用）（別記第4-1号様式）又は特定免許情報記録申請書（手数料用）（別記第4-3号様式）に貼付してある運転免許証再交付手数料、運転免許証交付手数料又は特定免許情報記録手数料について、その貼付状況等の点検確認をした後、運転免許証再交付申請書（手数料用）については、運転免許証再交付申請の受理引継書（別記第4号様式）に当日の申請結果を記載し、免許登録係に引継ぎを行い、運転免許証交付申請書（手数料用）については、運転免許証交付申請の受理引継書（別記第4-2号様式）に当日の申請結果を記載し、免許登録係に引継ぎを行い、特定免許情報記録申請書（手数料用）については、特定免許情報記録申請の受理引継書（別記第4-4号様式）に当日の申請結果を記載し、免許登録係に引き継ぐものとする。
- ㉓ 委託事務職員は、運転免許申請（失効申請を含む。）に関し、「運転免許試験事務処理要領」（令和7年3月21日付け鹿免試第34号別添。以下「運転免許試験事務処理要領」という。）別記第1号様式の運転免許申請書に貼付してある運転免許申請手数料の収入証紙について、その貼付状況等の点検確認をした後、運転免許申請（失効新規）の受理引継書（別記第5号様式）に当日の申請結果を記載し、運転免許申請書を添えて免許登録係に引継ぎを行うものとする。
- ㉔ 委託事務職員は、免許証交付等申請に関し、運転免許試験事務処理要領の別記第42号様式の運転免許証交付等申請書に貼付してある免許証交付手数料及び講習手数料の各収入証紙について、その貼付状況等の点検確認をした後、運転免許証交付等申請の受理引継書（別記第6号様式）に当日の申請結果を記載し、同申請書を添えて免許登録係に引継ぎを行うものとする。
- ㉕ 委託事務職員は、限定解除申請に関し、条件変更等審査手数料を要する場合は、鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号。以下「規則」という。）様式第26号の運転免許の条件変更等審査申請書に貼付してある運転免許の条件変更等審査手数料の貼付状況等の点検確認をした後、免許の条件等変更登録の受理引継書（別記第7号様式）に当日の運転免許の条件変更等審査申請書（規則様式第26号）及び運転免許の条件変更等登録票（規則様式第26号の2）に指定自動車学校の技能審査合格証明書（合格日から3か月以内のもの。ただし、令和7年4月1日以降の審査合格は合格日から1年以内のもの。）等を添えて免許登録係に引継ぎを行うものとする。

また、委託事務職員は、限定解除申請に関し、条件変更等審査手数料を要しな

いは、当日の運転免許の条件変更等審査申請書に運転免許の条件変更等登録票を添えて免許登録係に引継ぎを行うものとする。

- (4) 委託事務職員は、鹿児島県以外の住所の者が鹿児島県を経由した更新手続を行う経由申請に関し、運転免許証等更新（経由）申請書（手数料用）（別記第1-1号様式）に必要額分の申請者の住所地の道府県収入証紙が貼付されていること、又は収入証紙を取り扱わない都道府県住所の申請者の場合は、各都道府県の手続きに応じた手数料納入を証明する書類及び経由申請書・更新時講習受講申請書（別記第1-3号様式）に必要額分の鹿児島県収入証紙が貼付されていることを点検確認した後、経由申請の受理引継書（別記第1-4号様式）に当日の申請結果を記載し、次の書類等を免許登録係に引き継ぐものとする。

- a 運転免許証等更新（経由）申請書（手数料用）
- b 経由申請書・更新時講習受講申請書
- c 写真
- d 質問票（規則別記様式第13の3）
- e 運転免許証等更新申請書（別記第12号様式）
- f 更新時講習済通知書（「運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は取消処分者に対する講習等の実施要綱の制定について（通達）」（令和7年3月19日付鹿児島管第237号）別記第1号様式）
- g 運転免許証等更新連絡書の写し

- (5) 委託事務職員は、鹿児島県住所の者が他都道府県公安委員会を経由した更新手続を行う経由申請に関し、送付されてきた鹿児島県収入証紙が必要額あるか確認して経由更新手数料貼付票（別記第1-2号様式）に貼付又は鹿児島県収入証紙が書類に貼付されている場合は必要額が貼付されているか確認し、他都道府県が作成した更新申請書の内容を確認し、経由申請の受理引継書に当日の申請結果を記載し、次の書類を免許登録係に引き継ぐものとする。

- a 経由更新手数料貼付票又は鹿児島県収入証紙が貼付されている書類
- b 他都道府県の経由申請に関する書類
- c 他都道府県作成の更新申請書（写真付き）
- d 質問票
- e 運転免許証等更新連絡書の写し

- (6) 委託事務職員は、運転経歴証明書交付（再交付）等申請に関し、運転経歴証明書交付等申請書（交付・再交付）（規則様式第24号）を作成し、運転経歴証明書交付（再交付）等申請書（手数料用）（別記第19-1号様式）に貼付してある運転経歴証明書交付（再交付）手数料の収入証紙の貼付状況等の点検確認をした後、運転経歴証明書交付（再交付）等申請の受理引継書（別記第19号様式）を添えて免許登録係に引継ぎを行うものとする。

- (7) 委託事務職員は、免許証等の保有状況の変更（更新時を除く。）申請に関し、運転免許証交付申請書（手数料用）、特定免許情報記録申請書（手数料用）に貼付してある運転免許証交付手数料、特定免許情報記録手数料について、その貼付状況等の点検確認をした後、運転免許証交付申請書（手数料用）については、運転免許証交付申請の受理引継書に当日の申請結果を記載し、免許登録係に引継ぎを行い、特定免許情報記録手数料については、特定免許情報記録申請の受理引継書に当日の申請結果を記載し、免許登録係に引き継ぐものとする。

- (8) 免許管理課における当日の運転免許関係委託事務の処理結果については、登録業務日誌（別記第8号様式）に記載し、免許登録係に引継ぎを行うものとする。

7 警察署及び幹部派出所における運転免許関係委託事務に関する具体的処理要領

- (1) 委託事務職員は、当日受理した運転免許申請について、各申請書ごとに整理を行い、審査、点検を確実に実施した後、免許の委託事務に係る運転免許申請の受理引継書（別記第9号様式）に当日の申請結果を記載し、各申請書類を添えて交通課に引継ぎを行うものとし、受理した運転免許申請については、1か月分を集

計し、翌月5日までに免許の委託事務に係る運転免許申請の受理引継結果報告(別記第9-1号様式)により報告するものとする。

また、引継ぎに当たっては、免許証更新申請など各申請種別ごとに免許(更新、再交付、保有状況変更、条件変更・付与、申請取消し、経歴証明書交付、経歴証明書再交付、国外免許証)申請者名簿(以下「免許申請者名簿」という。)(別記第10号様式)及び免許証等送付書(別記第11号様式)を作成し、委託事務職員が収入証紙の点検、確認をした後、各確認者は押印をし、引継ぎを行うものとする。

なお、各申請種別ごとの引継書類は、次のとおりとする。

a 免許証等更新申請の場合

運転免許証等更新申請書(手数料用)、運転免許証等更新申請書、質問票、申請用写真、免許申請者名簿、免許証等送付書、その他免許証記載事項変更に伴い添付が必要となる住民票の写し等、満了日における年齢が70歳以上の高齢者については、高齢者講習終了証明書、75歳以上の者で一定の違反歴がないものは、認知機能検査結果通知書又は診断書等提出確認書、高齢者講習終了証明書、75歳以上の者で一定の違反歴があるものは、認知機能検査結果通知書又は診断書等提出確認書、高齢者講習終了証明書及び運転技能検査受験結果証明書(認定教育における、「認定運転技能結果証明書」、「取得者等検査運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)終了証明書」、「認定認知機能検査結果通知書」を含む。以下同じ。)

b 免許証等再交付等申請の場合

紛失前の保有状況、手続後に希望する保有状況に応じて、申請書類が異なるため、手続に応じた申請書類を送付すること。

運転免許証再交付申請書(手数料用)、運転免許証再交付申請書(別記第13号様式)、運転免許証交付申請書(手数料用)、運転免許証交付申請書(別記第16号様式)、特定免許情報記録申請書(手数料用)、特定免許情報記録申請書(別記第17号様式)、免許保有状況変更申出書(紛失時等)(別記第17-1号様式)、免許保有状況変更申出書(発見時)(別記第17-2号様式)、申請用写真(奄美等を除く。)、免許申請者名簿、免許証等送付書、運転免許証亡失・滅失等てん末書(別記第14号様式)(運転免許証紛失の場合のみ)、その他必要な書類

c 保有状況の変更(更新時を除く。)

運転免許証交付申請書(手数料用)、運転免許証交付申請書、特定免許情報記録申請書(手数料用)、特定免許情報記録申請書、免許情報記録抹消届(別記第18号様式)、運転免許証返納届(別記第18-1号様式)

d その他

(a) 国外運転免許証交付申請の場合(離島免許窓口のみ)

国外運転免許証交付申請書(規則別記様式第22の8)、国外運転免許証交付申請書(手数料用)(別記第15号様式)国外免許証申請用写真、パスポートの写し又は乗船証明書等、免許証の有効期間が1年未満の者は旅行(滞在日程等)計画書(別記第15-1号様式)

(b) 限定解除申請

運転免許試験事務処理要領参照

- (i) 委託事務職員は、運転経歴証明(交付・再交付)申請に関し、運転経歴証明交付等申請書(交付・再交付)、運転経歴証明書交付(再交付)等申請書(手数料用)、運転経歴証明書等申請受理・交付(記録)簿(別記第37号様式)を作成し、保有状況変更により、運転経歴証明書を返納する場合は、運転経歴証明書返納届(規則別記第40号様式)を作成し、マイナ経歴証明書の運転経歴情報抹消の場合は、運転経歴情報抹消届(規則別記第41号様式)、免許申請者名簿、免許証等送付書を作成し、審査を行った後、交通課にこれらの書類の引継ぎを行うものとする。

運転経歴証明書記載事項変更届の場合は、運転経歴証明書記載事項(運転経歴情報)変更届「登録票」(県内・県外)(規則別記第37号様式)、運転経歴証明書記

載事項(運転経歴情報)変更届送付書(別記第39号様式)を作成し、審査を行った後、交通課にこれら書類の引継ぎを行うものとする。

- ロ 委託事務職員は、引継ぎをする際、当該申請に係る手数料等について、収入証紙の貼付状況を確認するとともに、その証紙額面に過不足はないかを確実に点検するものとする。

6 免許管理課員による各種申請書類の審査、決裁等

(1) 免許証等更新申請の場合

- ア 即日交付の免許証等の更新については、運転免許証等更新申請書の審査を確実にを行い、免許証等の誤作成、誤記録防止に努めること。

その際、運転免許証等更新申請書の点検をした者は、受付点検者欄に、審査を行った者は、審査者欄にそれぞれ押印するものとする。

- イ 運転免許証等更新申請書(手数料用)については、委託事務職員が証紙貼付状況等の点検をした後、運転免許等更新申請の受理引継書により免許登録係に引継ぎを行うので、免許更新申請者数、更新時講習受講者数と更新申請に係る収入証紙の貼付状況を確認の上、課長決裁を受けること。

- ウ 後日交付の免許証等更新については、免許証作成係が受付を確実にを行うとともに、免許登録係及び免許証作成係は、更新登録の入力前及び免許証作成後において、確実に審査を行うこと。

- エ 鹿児島県以外の住所の者が鹿児島県を經由した更新手続を行う経由申請については、免許登録係が委託事務職員から必要書類の引継ぎを受け、書類の審査を行い課長決裁を受けること。

必要書類は5(2)イ(ウ) a～g とする。

経由申請の審査に当たっては、申請者が優良運転者又は一般運転者に該当し、免許証のみを保有する者である場合は、申請日が免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までであるかを確認し、マイナ免許証を保有する者である場合は、免許情報記録の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1か月後までであるかを必ず確認すること。

- オ 鹿児島県住所の者が他都道府県公安委員会を經由した更新手続を行う経由申請については、免許登録係が委託事務職員から必要書類の引継ぎを受け、書類の審査を行い、免許証作成係へ引き継ぎ、免許証作成係において課長決裁を受けること。

必要書類は5(2)イ(ウ) a～v とする。

(2) 免許証等再交付等申請の場合

- ア 即日交付等の免許証等の再交付等申請については、申請者に係る免許保管資料の写真と申請者が相違しないかどうか、亡失てん末の理由に不審な点が認められないかどうかなど、点検、審査を確実にを行い、不正取得事案の防止に努めること。

不審な点がある場合は、直ちに免許登録係に報告すること。

- イ 委託事務職員が免許証等再交付等申請について、証紙貼付の状況等の点検をした後、同申請の状況について引継書により免許登録係に引継ぎを行うので、申請者数、収入証紙の貼付状況を確認の上、課長決裁を受けること。

- ウ 後日交付の免許証等再交付等申請については、免許証作成係が受付を行った後、免許登録係は、申請者に係る免許保管資料の写真と申請者の写真との照合、亡失てん末の理由等を確実に審査すること。

また、再交付免許証の点検も徹底し、免許証の誤作成防止に努めること。

(3) 運転免許申請(失効新規)及び免許証交付等申請の場合

- ア 即日交付等の失効新規免許証等については、作成された新規免許証と登録票の審査を確実にを行い、免許証等の誤作成、誤記録防止に努めること。

- イ 委託事務職員から、運転免許申請(失効新規)の受理引継書により引継ぎを受けたら、添付された運転免許申請書の証紙貼付状況、免許申請者数、受けようとする免許の種類と申請に係る収入証紙が合致するか等を確認の上、課長決裁を受けること。

ウ 委託事務職員から、運転免許証交付等申請の受理引継書により引継ぎを受けた場合、添付された運転免許証交付等申請書の証紙貼付状況、免許申請者数、受けようとする免許の数と申請に係る収入証紙が合致するかなどを確認の上、課長決裁を受けること。

④ 限定解除申請の場合

委託事務職員が限定解除申請に関し、証紙貼付の状況等の点検をした後、免許の条件等変更登録の受理引継書により免許登録係に引継ぎを行うので、条件変更等審査手数料及び条件変更審査に係る収入証紙の貼付状況を確認の上、課長決裁を受けること。

⑤ 運転経歴証明書交付(再交付)等申請の場合

免許登録係は、運転経歴証明書交付(再交付)等申請に関し、委託事務職員から運転経歴証明書交付等申請書(交付・再交付)及び運転経歴証明書交付(再交付)等申請の受理引継書と運転経歴証明書交付(再交付)等申請書(手数料用)の引継ぎを受けた場合、その記載内容及び貼付された証紙の確認を行い、課長決裁を受けること。

⑥ 後日交付免許証等の送付

免許証作成係は、後日交付免許証の送付について、各免許申請種別ごとに免許証送付書の名簿と免許証を突き合わせて確認を行った後、各警察署等ごとに確実に送付すること。

⑦ 免許保有状況の変更(更新時を除く。)

免許登録係は、免許保有状況に応じて作成された運転免許証交付申請書、特定免許情報記録申請書、運転免許証返納届又は免許情報記録抹消届を審査すること。

運転免許証交付申請書(手数料用)、特定免許情報記録申請書(手数料用)については、委託事務職員が収入証紙貼付状況等の点検後、運転免許証交付申請の受理引継書、特定免許情報記録申請の受理引継書により、免許登録係に引き継いだ後、課長決裁を受けること。

7 **警察署及び幹部派出所による各種申請書類の審査、決裁等**

① 警察署交通課(地域交通課を含む。)及び幹部派出所(以下「警察署交通課等」という。)の免許事務処理

ア 引継ぎを受けた免許事務書類の審査、決裁

交通課長(地域交通課長を含む。)及び幹部派出所長(以下「交通課長等」という。)は、免許申請者数、申請に係る申請手数料、講習手数料等について、審査、点検を行った後、各申請書類に添付されている関係書類とともに、決裁を行うこと。

イ 交通課長等は決裁を行った後、免許管理課へ関係書類を送付するものとする。

なお、免許申請に係る収入証紙を貼付した各申請書類等については、施設設備のある警察署交通課等の管理する書庫等に保管し、管理すること。

② 運転経歴証明書申請の審査、決裁、送付及び交付

ア 交通課長等は、運転経歴証明申請書、運転経歴証明申請者名簿及び運転経歴証明書送付書の審査を行った後、決裁を行うこと。

イ 交通課長等は決裁を行った後、免許登録係へ関係書類を送付するものとする。

ウ 運転経歴証明書交付等申請(交付・再交付)の申請時に申請者より提出された運転経歴証明書交付等申請書(手数料用)について、記載内容及び貼付された証紙の確認を行い、収入証紙を貼付した各申請書類等については、施設設備のある警察署交通課等の管理する書庫等に保管し、管理すること。

③ 後日交付に係る免許証の交付と保管管理等

ア 警察署交通課等の免許担当者は、後日交付に係る免許証及び確認カードの送付を受けたときは、免許証等送付書に記載された者に係る免許証及び確認カードを確実に点検すること。

なお、確認カードについては、氏名は記載されていないことから、交付年月日及び照会番号により免許証と照合すること。

イ 交付前の免許証及び確認カードは、紛失することがないように、交通課長等が管理する施設設備のあるキャビネット等に保管すること。

なお、その鍵は、交通課長等が保管するものとする。

また、交付日に委託事務職員等に引き継ぐ際には、改めて免許証及び確認カードを免許担当者及び委託事務職員の双方で確実に確認し、受渡しに誤りのないようにすること。

8 各種申請等における留意事項

1) 代理人依頼書の氏名欄

代理人による申請又は交付（以下「申請等」という。）を行う場合に提出することを定めている代理人依頼書は申請者自身が氏名を記載するものとする。

2) 訂正要領について

申請者による各種申請書等の訂正印は不要とする。

なお、代理人による申請書等の訂正については、当該代理人が当該申請書の訂正に関し、代理権を有する場合はこれを認めるものとする。

3) マイナンバー（個人番号）が記載された書類等の本人確認書類としての取扱いについて ア マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカードについては、本人確認書類として取り扱うことは可能であり、当該カードの表面（住所及び写真掲載面）については、コピーを取ることとも可能となるが、カード裏面（個人番号掲載面）については、絶対にコピーしないこと。

イ マイナンバー（個人番号）の通知カード

本人確認書類としては取り扱えないので、提示された場合においても、閲覧を差し控えること。

ウ マイナンバー（個人番号）が印刷された住民票の写し等

原則、本人確認書類としては受理しないこと。

やむを得ず受理する場合にあっては、マイナンバー（個人番号）の印刷されている部分を復元できない程度にマスキング（黒塗り）した上で受理すること。

9 免許証等の更新申請の処理要領

1) 更新期間（法第101条）

誕生日の1か月前から免許証の有効期間が満了する日までの2か月間である。

なお、特異な更新期間については次のとおりとなる。

ア 更新期間の初日

㉠ 誕生日が3月29日・30日・31日の人は、2月28日

㉡ 誕生日が太陽暦でいう「大の月」の末日で、前月が「小の月」の場合は、「小の月」の末日（例：7月31日が誕生日の場合は、6月30日が初日となる。）

㉢ 誕生日が2月29日（うるう年）の人は、うるう年以外の年における誕生日は2月28日とみなされるので、1月28日（法第92条の2第1項）

イ 更新期間の最終日（有効期間が満了する日）

4(1)の更新免許証の有効期間と同じ。

2) 申請受付場所及び交付場所

ア 申請受付場所

警察署等（鹿児島市内の3警察署を除く。）及び教育センター

イ 申請受付の例外

㉠ 身体障害等により条件等を検討する必要がある者

法第91条の規定により免許の条件（身体障害によるものに限るものとし、「眼鏡等」及び「補聴器」を除く。）を付されている者又は付すべき者については、視力等のみの検査ではなく、運転操作等が可能かどうかの判断を必要とし、運転操作等に支障がある場合は、条件の付与又は免許の失格を検討する必要があるため、事前に免許適性係に電話連絡し、更新場所等の指示を受けること。

㉡ 行政処分中の者

行政処分中の者の申請は、免許証保有者は免許証保管警察署等（鹿児島市内の3警察署を除く。）、教育センター、マイナ免許証保有者は警察署等（鹿児島市内の3警察署を除く。）、教育センターに限る。（具体的手続は、(9)に記載）

ウ 交付等場所

① 即日交付等

教育センター及び奄美警察署。ただし、システム障害等の諸般の事情により即日交付ができない場合は後日交付とする。

② 後日交付等

警察署等（鹿児島市内の3警察署及び奄美警察署を除く。）

なお、免許証等交付等場所は、申請受理場所と同じとするので、申請受理場所以外で更新講習を受講する者に対しては、その旨教示すること。

③ 更新申請時に申請者が準備するもの

ア 免許証（免許証のみ保有又は2枚持ちの場合）

イ マイナ免許証（マイナ免許証のみ保有又は2枚持ちの場合）

ウ マイナンバーカード（マイナ免許証に保有状況を変更する場合）

エ 更新連絡書

オ 4桁2組の免許証用暗証番号又は4桁1組のマイナ免許証用暗証番号

カ 免許証の有効期間の満了日における年齢が70歳以上の者は、高齢者講習終了証明書、75歳以上で一定の違反歴がない者は、認知機能検査結果通知書又は診断書等提出確認書、高齢者講習終了証明書。75歳以上で一定の違反歴がある者は、認知機能検査結果通知書又は診断書等提出確認書、高齢者講習終了証明書及び運転技能検査受検結果証明書

キ 特定任意講習受講者は、特定任意講習終了証明書

ク 申請用写真1枚（教育センター及び奄美警察署においては、免許の効力停止中の更新を除き不要）

ケ 記載事項変更がある場合

「18記載事項変更届の処理要領」参照

④ 更新期間内の申請受付

ア 申請受付時に必要な書類等

① ③の書類

② 運転免許証等更新申請書（手数料用）への記載

③ 手数料の運転免許証更新等申請書（手数料用）への貼付

④ 自動受付機を申請者に操作させて、必要事項を選択し、運転免許証等更新申請書を出力

運転免許証等更新申請書及び質問票に必要事項を記載

イ 手数料の確認方法

① 更新手数料について

a 自動受付機を使用した場合

申請者が選択した更新手続終了後に希望する保有状況に応じた更新手数料が運転免許証等更新申請書に印字されるので、申請書に記載された手数料を確認すること。

b 自動受付機を使用しない場合

申請者が運転免許証等更新申請書に記載した更新手続終了後に希望する保有状況欄を確認し、対応する手数料を確認すること。

② 講習手数料について

a 自動受付機を使用した場合

運転免許証等更新申請書に申請者の講習区分に応じた講習手数料が印字されるので印字された講習手数料を確認すること。

オンライン講習受講者はオンライン講習手数料を徴収すること。

b 自動受付機を使用しない場合

申請者が更新連絡書を持参している場合は、更新連絡書で講習区分を確認すること。

申請者が更新連絡書を持参していない場合は、運転者管理システムにより申

請者の講習区分を確認すること。

(ウ) 更新連絡書

申請受付時、更新連絡書記載の講習手数料についても確認すること。

申請受付が終了した更新連絡書は、きん孔処理(別添資料1参照)を行い、免許証等交付等時に返還又は廃棄することができるものとする。

更新連絡書がない県外からの転入者については、免許登録係に電話照会を行い、講習区分を確認すること。

ウ オンライン講習受講確認

(イ) 自動受付機を使用した場合

優良講習、一般講習対象者のオンライン講習受講の有無については、運転免許証等更新申請書のオンライン講習欄及び顔照合結果欄を確認すること。

a オンライン講習欄及び顔照合結果欄に○がある場合

オンライン講習受講済であり、オンライン講習手数料を徴収すること。

b オンライン講習欄に○があるが顔照合結果欄に○がない場合

運転者管理システムにより、受講事実照会を行い、受講・未受講の判断をすること。

未受講であると判断した場合は、講習指導係へ連絡し、対面講習を受講させること。

c オンライン講習欄及び顔照合結果欄に○がない場合

オンライン講習未受講者であることから、対面講習を受講させること。

(ロ) 自動受付機を使用しない場合

更新連絡書又は運転者管理システムにより講習区分を確認し、講習区分が優良、一般であれば、運転者管理システムにより受講事実照会を実施

照会の結果、オンライン講習を受講しているが、顔照合結果がNGであれば、受講・未受講の判断をすること。

未受講と判断した場合は、講習指導係へ連絡し、対面講習を受講させること。

エ 暗証番号を設定しない者への対応

暗証番号の設定に消極的な者に対しては、脱取り装置を至近距離(約10センチメートル)まで近づけることによりICチップに記録させた情報を読み取られる「スキミング」対策として、暗証番号を設定することの重要性を説明し、暗証番号を設定させるように努めること。

なお、それでも暗証番号を設定しない場合は、運転免許証等更新申請書に暗証番号を設定しないことに同意する旨を明らかにするため、氏名を記載させること。

オ 質問票の提出

質問票は、運転免許証等更新申請(教育センターにあっては、失効新規を含む。)時、必要書類として必ず全員に記載させ、記載漏れ及び誤記の有無を確認した上で受理する。

なお、受理の際、訂正などを申し出た者については、誤記に係わる質問票を確実に廃棄し、新たな質問票を交付した上で、改めて記載したものを受理し、記載漏れについては、申請者に補正を求め、これに応じない場合には、申請を拒否すること。

また、質問票の「はい」にチェックがある者については、個別聴取を行うこと。

カ 有効期間末日の執務時間外に来署(所)した場合

(イ) 免許証のみ保有の場合

免許証のみ保有の更新申請者が、免許証の有効期間の末日(満了日)の執務時間外に手続に訪れたときは、その者の免許証裏面の備考欄に

○年○月○日○時○分来署(所)確認			
所属	階級	氏名	◎

と記載すること。

(ロ) マイナ免許証のみ保有の場合

マイナ免許証のみ保有の更新申請者が、有効期間の末日(満了日)の執務時間外に手続きに訪れたときは、更新申請者のマイナ免許証の有効期間を警務部情報管理課照会係に照会又はFID端末を使用して確認すること。

更新申請者の有効期間末日を確認できた場合は、更新申請者に対して、翌日更新手続をする警察施設(教育センター、警察署等)を聴取した上で、免許管理課当直に対して

申請者氏名、生年月日、来署(所)確認日時、翌日更新手続をする警察施設を確実に連絡すること。

(7) 免許証及びマイナ免許証の2枚持ちの場合

(7)、(i)両方の措置をとること。

(ii) (7)、(i)、(7)いずれの保有状況であっても、更新申請者に対して「本日の24時を過ぎて運転したら無免許運転になること。」及び「翌免許更新事務取扱日(日曜日の教育センターでの免許更新事務日を除く。)に限り更新手続できること。」を確実に教示する。

なお、運転免許証等更新申請書(手数料用)の日付及び証紙消印日は、「翌免許更新事務取扱日」となり、運転免許証等更新申請書及び質問票の日付は「有効期間の末日(満了日)」となる。

キ 有効期間の末日が年末年始の休日等における更新申請の場合

更新申請者の免許証の有効期間の末日が、ゴールデンウィーク、年末年始その他の行政機関(免許窓口)の休日に該当する場合は、4(1)イのとおり、その翌開庁日(休み明けの平日)まで有効となるので、来署(所)した申請者に対し、翌開庁日に、確実に手続するよう教示すること。この場合において適性検査日、申請の受付日及び証紙消印日は休み明けの平日の日付とする。

免許証の有効期間の末日が、ゴールデンウィーク、年末年始その他の行政機関(免許窓口)の休日の前日までとなる者が、有効期間の末日の執務時間外に来署(所)した場合は、(4)のイにより処理することとなるが、連休で運転できない期間が長くなることから、この措置により処理した者については、更新手続出席者名簿(別記第21号様式)に記載して経過を明らかにしておくこと。

ロ 特例更新申請の受理(法第101条の2、令第37条の5、規則第29条の2)

ア 特例更新申請書(別記第22号様式)により申請を受理し、(4)に準じて処理すること。

イ やむを得ない理由の範囲

海外旅行その他、令第37条の5で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

(イ) 病気又は負傷について療養していること。

(ロ) 法令の規定により身体の一部を拘束されていること。

(ハ) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じていること。

(ニ) 積雪、高波その他の自然現象により交通が困難となっていること。

ウ やむを得ない理由の証明書

証明書の例示は、次表のとおりとする。

なお、出張等が急で証明書を準備できなかった者については、特例更新理由書(別記第23号様式)に理由等を自書させて申請を受理し、後日必ず証明書を郵送等により提出するよう教示すること。

海外渡航者等	パスポート、乗船証明書、船員手帳、旅行会社の旅行計画書等
妊 婦	出席される方の母子手帳
入院等予定者	診断書(※)、入院計画書(※)、入院予定の病院の診察券等

※については必須ではないが、所持しているのであれば優先される証明書

エ 講習区分の確認

特例更新申請者については、その者に係る更新内容の事前通知がないため、免許登録係に電話照会を行い、講習区分を確認すること。

オ その他

国内における長期出張、研修等を理由としての特例更新申請については、業務の遂行上やむを得ない用務を適用することから、次に掲げる要件を全てを満たす場合において認めるものとする。

- ㉑ おおむね3か月以上の期間であること。
- ㉒ 滞在地の近くに免許更新申請窓口がないこと。
- ㉓ 当該出張又は研修を証明する書類があること。

⑥ 再交付と同時更新申請の場合

ア 「12免許証の再交付申請の受理要領」を参照の上、㉔の更新手続を行う。（運転免許証亡失・滅失等てん末書を添付すること。）

イ 再交付と同時更新の場合は、更新に係る手数料のみ徴収し、再交付に係る手数料は徴収しない。

ウ 運転免許証等更新申請書に「再交付と同時更新」と付せんを付け、現に受けている免許欄に、免許証等の記載事項内容を全て記載した再交付同時更新時の貼付票（別記第12-1号様式）を貼付すること。

エ 免許申請者名簿及び免許証等送付書は、通常の更新申請者分とは別葉で作成すること。

⑦ 記載事項変更と同時更新申請の場合

「18記載事項変更届の受付要領」を参照の上、更新手続を行う。

記載事項変更届の作成送付については不要

なお、後日交付窓口においては、更新しようとする免許証にも記載事項変更を行うこと。

⑧ 法第101条の規定により免許の条件（身体の障害によるものに限るものとし、「眼鏡等」及び「補聴器」を除く。）を付されている者又は付すべき者の場合

㉕のイ参照

⑨ 免許の効力停止中（行政処分中）の更新申請者の措置

ア 効力停止中に更新期間に入る者の場合

効力停止中の免許更新申請場所は、免許証を保有している者は、免許証を保管している警察署等又は教育センター、マイナ免許証を保有している者は、警察署等（鹿児島市内3署を除く。）又は教育センターとするので、効力停止時に必要な説明を行うこと。

イ 教育センター及び奄美警察署で更新申請を受理する場合

運転免許停止処分通知書を持参させ、免許管理課に保管中の免許台帳の写真と申請者が提出した申請用写真等により申請者との照合を行い、本人であることを確認してから更新手続を行わせ、免許証を保有している者の更新した免許証は処分中の警察署に後日送付し、マイナ免許証を保有している者の特定免許情報の記録は処分期間終了後に記録することとし、申請者に対して、更新証明書（別記第23-1号様式）を交付するものとする。

ウ 教育センター及び奄美警察署以外で更新申請を受理する場合

運転免許停止処分通知書を持参させ、免許証を保有している者は、警察署に保管中の免許証と申請者を照合し、マイナ免許証を保有しているものは、マイナンバーカードを持参させ、本人であることを確認した後、更新手続を行わせる。

マイナ免許証保有者にあつては、申請者に対して更新証明書を交付すること。

⑩ 申請書等の送付

警察署等は、窓口で受理した運転免許証等更新申請書を審査し、適性検査実施日ごとに免許申請者名簿と免許証等送付書を作成の上、関係書類とともに速やかに免許証作成係に送付するものとする。

⑪ 更新時講習の教示

警察署長等は、更新者、特定失効者及び特定取消処分者に対し、法第101条の3（更新を受けようとする者の義務）の規定による更新時講習を受けるよう、その日時及び

場所を教示すること。

12 更新申請受付時の留意事項

ア 提示された免許証の有効期間を確認すること。

イ 提示された免許証の偽造、変造等不審点の発見に努めること。

ウ マイナ免許証保有者又は手続終了後にマイナ免許証保有を希望する申請者から提示されたマイナナンバーカードの有効期間の確認、マイナナンバーカードの顔写真と申請者の顔貌の同一性を確認すること。

エ マイナナンバーカードの有効期間が満了している場合、免許情報の記録の更新又は免許情報の記録をすることはできないので、マイナナンバーカードの更新後、後日更新申請をするか、保有状況を免許証のみに変更して更新申請をするかを教示すること。

オ マイナナンバーカードに免許情報の記録を希望する場合、申請受付時、後日記録時にマイナナンバーカードの提示が必要であることを教示すること。

カ マイナナンバーカードに特定免許情報を記録する際は、マイナ事務端末を使用して記録すること。

記録後は、免許情報記録確認書(別記第23-2号様式)を出力し、同確認書に記載された内容とマイナナンバーカードの表面に記載されている内容が一致しているかを申請者と職員が対面で確認した上で、同確認書を申請者に交付すること。

キ 更新手数料及び講習手数料については、(4)イのとおり誤りのないよう複数人で確認する等の措置を講ずること。

ク 申請用写真と申請者の照合確認を行い、申請用写真の裏面には申請者の氏名及び写真の撮影年月日を記載して、運転免許証等更新申請書に貼付すること。

ケ 更新期間内に他の免許試験に合格している者については、分割免許の防止に配慮すること(免許試験課新規免許係と連絡を取ること。)

コ 条件欄(条件等の付与、変更)の確実な記載と再確認を励行すること。

セ 適性検査の基準を間違えないようにすること(免許種別や条件により視力検査の基準が異なる。)

シ 次回更新時には更新連絡書が送付されるので、今後住所変更したときには、速やかに記載事項変更届を行うよう指導すること。

ス 運転免許証等更新申請書の暗証番号欄の記載漏れがないか、また、暗証番号を設定しない者については、暗証番号を設定しないことに合意する旨を明らかにするための氏名が運転免許証等更新申請書に記載されているかを確認すること。

13 後日交付免許更新者に係る更新時講習未受講者に対する措置

ア 事前措置

(1) 後日交付に係る免許更新申請については、申請者に対して、免許証等の有効期間内に更新時講習を受講しなければ、更新申請手続をしても更新されず、かつ、免許証等の有効期間の満了日をもって免許証等は失効することを確実に教示すること。

また、免許申請手続時における更新手数料及び講習手数料については、申請日付により証紙消印をすることから、手数料の返還はできないことも併せて教示すること。

(2) 後日交付日における更新時講習の受講ができない場合は、受付時において、事前に受講するよう教示しておくとともに、講習会場の収容人員との関係から受講者の調整が必要になるところは、受講希望日について事前連絡を厳守させること。

イ 免許管理課との協議等

講習未受講者については、講習指定日経過後1週間は、免許管理課との協議を必要とせず、次の講習指定日まで免許証等の有効期間を延長できることとする。

また、病氣入院、身体拘束その他やむを得ない事由のある者等については、都度、免許管理課と協議の上処理することとする。

ウ 更新時講習未受講者に対する措置

(1) 講習未受講者に対する連絡の徹底と講習日の再指定

講習指定日に受講しなかった者については、当日の講習終了後、速やかに連絡を取り、警察署・幹部派出所に出頭させ、次回講習日を指定する。

(イ) 講習日指定と免許証の裏書き延長の処理

- a 講習日は、直近の次回講習日を指定する。
- b 免許証の有効期間を延長する必要がある者については、免許証を保有する者は、免許証裏面備考欄に裏書きし、マイナ免許証を保有する者は、マイナ事務端末を使用して、備考情報欄に記録することとする。

(ロ) 未受講による失効扱いの確実な教示

有効期間を延長する未受講者に対しては、「今回の延長は、1回限りの措置であり、次回受講しなければ失効扱いとなる。」旨を確実に教示すること。

(ハ) 未受講者の管理

未受講者に対する処理状況等を明らかにしておくため、未受講者一覧表（別記第24号様式）によりその管理の徹底を図ること。

エ 未交付（記録）（以下「未交付等」という。）免許証等の送付

講習日から1週間経過後までに連絡の取れない者又は再指定講習日に出頭しなかった者については、次のとおり処理すること。

(イ) 概要を免許登録係に電話連絡

(ロ) 未交付（記録）免許証等・運転経歴証明書等送付書（別記第24-1号様式）に経過等を記載して免許登録係にPDFでメール送信

(ハ) 未交付（記録）免許証等・運転経歴証明書等送付書と未交付免許証を免許登録係に送付（マイナ免許証のみ保有者にあつては、未交付（記録）免許証等・運転経歴証明書等送付書のみ）

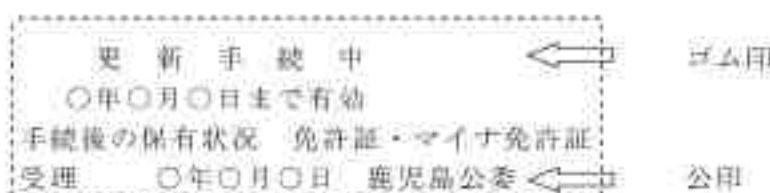
オ 更新手続中の免許証の有効日

後日交付等に係る更新申請者については、後日交付等日において更新時講習を実施することとし、講習日時を指定しているが、当日、この更新時講習を受講しなかった場合、免許証等の有効期間経過後の者であれば、「更新手続中」として延長した有効期間の満了日をもって免許は失効する。

カ 免許証等への有効期間延長要領

(ア) 免許証の場合

免許証の備考欄への有効期間延長の記載要領については、次のとおりとする。



(イ) マイナ免許証の場合

マイナ免許証への有効期間延長の記録要領については、マイナ事務端末を使用して、マイナ免許証の備考情報欄に「更新手続中 ○年○月○日まで有効。手続後の保有状況 免許証・マイナ免許証（手続後に保有するもののみ入力）。受理 ○年○月○日」の内容を記録すること。

キ 未交付（記録）免許証等の管理

交付等日以降申請者に連絡が取れず、未交付（記録）免許証等・運転経歴証明書等送付書で免許登録係へ返送できなかった免許証については、定期的に申請者に連絡を取り続け、その連絡状況を未交付（記録）免許証等・運転経歴証明書等管理簿（第24-2号様式）（以下「管理簿」という。）に記載し管理すること。

また、交付等予定日から1か月経過以降は、連絡状況について毎月末に交通課長等の決裁を受け、翌月5日までに免許登録係へ管理簿の写しをメール送信すること。

10 **高齢者講習等対象者の更新申請等**

(1) 70歳以上の特例（府令第18条第2項、第29条第4項）

ア 書面の添付

- (7) 免許証等の有効期間が満了する日における年齢が70歳以上の更新申請者又は特定失効者若しくは特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の免許申請者については、更新申請書又は免許申請書に高齢者講習（認定教育で行われる高齢者講習同等教育含む。以下同じ。）の実施機関が作成した高齢者講習終了証明書を添付させること。
- (f) (7)に定めるもののほか、免許証等の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上の更新申請者又は特定失効者若しくは特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の免許申請者については、更新申請書又は免許申請書に認知機能検査（認定検査で行われる認知機能検査同等方法含む。以下同じ。）の実施機関が作成した認知機能検査結果通知書、免許管理課長が作成した診断書等提出確認書を添付させること。
- (g) (f)及び(f)に定めるもののほか、免許証等の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上の更新申請者又は特定失効者若しくは特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の免許申請者（普通自動車対応免許を現に受けている者又は受けようとする者で、政令で定める違反歴を有するものに限る。）については、運転技能検査（認定検査により行われる運転技能検査同等方法を含む。以下同じ。）の実施機関が作成し、運転技能検査の結果が基準点以上（第二種免許は80点以上、その他の免許は70点以上）であることを示す運転技能検査受検結果証明書を添付させること。
- (4) 本項に掲げる有効な書面は次のとおりであるので、有効でない書面での申請は、形式上の要件に適合しない申請として、更新申請等を拒否すること。
- a 更新申請は、免許証等の有効期間が満了する日前6月以内に受講・受検したもの又は診断を受けたものであること。
- b 特定失効者及び特定取消処分者の免許申請は、免許申請書を提出した日前1年以内に受講・受検したもの又は診断を受けたものであること。
- (5) 更新申請者又は特定失効者若しくは特定取消処分者である免許申請者が、本項に掲げる書面を更新申請書等に添付できない場合は、形式上の要件に適合しない申請として、更新申請等を拒否すること。この場合において、更新申請者等が当該書面を紛失しているときは、更新申請者等に対し、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査（以下「高齢者講習等」という。）の実施機関に対して書面の再発行を求めるよう教示すること。
- (2) 高齢者講習に関する留意事項
- ア 実車指導の有無については、次のとおりである。
- (7) 普通自動車対応免許を現に受けている者又は受けようとする者で、かつ、運転技能検査対象ではないものは、実車指導有となる。
- (4) (7)以外の者は、実車指導無となる。
- イ 普通自動車対応免許を現に受けている者又は受けようとする者で、申請による免許の一部取消し等により普通自動車対応免許以外の免許を受けたい旨申請するものについては、ア(7)の規定にかかわらず、実車指導は無となる。ただし、例えば、普通自動車対応免許を有する者が、次回免許更新時に一部取消しにより下位免許を申請するつもりで実車無の高齢者講習を受講したものの、免許更新時に気が変わり、普通自動車対応免許で受けたい旨申し出た場合は、再度、高齢者講習実施機関において実車指導有の高齢者講習を受講しなければならない。
- (3) 認知機能検査における留意事項
- ア 検査結果について
- 認知機能検査結果は、更新申請に影響を及ぼさないため、認知機能検査結果が「認知症のおそれがある」に該当していたとしても、更新申請を受けなければならない。ただし、事後の紛議を防止するために「認知症のおそれがある」に該当する者に対しては、臨時適性検査又は診断書提出命令により提出された診断書の結果いかんによっては免許を取り消される場合があること、当該取消しを受けた場合は更新手続

- 料 又は高齢者講習等の手数料は返還されないことを教示すること。
- イ 特定失効者又は特定取消処分者の取扱い
 特定失効者又は特定取消処分者が免許申請を行う場合で、事前に公安委員会に対し、認知症の診断を受けた診断書を提出した者については、法第90条第1項ただし書第1の2号の規定による免許の拒否又は保留の対象となる可能性がある。
 そのため、特定失効者又は特定取消処分者における免許申請において、認知機能検査結果が「認知症のおそれがある」に該当している者については、確実に免許管理課長に照会を行うこと。
- ウ 認知機能検査結果通知書の代わりとなる診断書等提出確認書について
 認知機能検査の受検義務が免除となる医師が作成した診断書その他の書類（以下本項において「診断書等」という。）については、診断書の有効性を審査する必要があることから、更新申請者等が診断書等の提出を希望する者については、更新申請前に免許管理課長へ提出するよう教示すること。
 免許管理課長は、提出された診断書等の有効性を審査し、有効と判断した場合は、別に定める診断書等提出確認書を提出者に対して交付すること。
 なお、更新申請者等が免許管理課長の審査を受けていない診断書等を更新申請時等に添付した場合は、無効な診断書として扱い、形式上の要件に適合しない申請として更新申請を拒否すること。
- ④ 運転技能検査における留意事項
- ア 検査結果について
 運転技能検査の検査結果が出ア(ウ)の基準点未満の者については、免許更新又は免許申請を行わない。
 なお、運転技能検査受検結果証明書は、基準点未満であっても、受検者の希望があれば実施機関は作成しなければならないため、更新又は申請受付時は、同書面の「運転技能検査の結果」欄の点数を確実に点検すること。
- イ 一部申請取消し者への対応
 運転技能検査は、普通自動車対応免許を更新又は受けようとする者が対象となるため、免許更新又は申請において、一部申請取消しにより普通自動車対応免許以外を受けようとする者は受検する必要はない。ただし、例えば、普通自動車対応免許を有する者が、次回免許更新時に一部取消しにより下位免許を申請するつもりで運転技能検査を受検しなかったものの、免許更新時に気が変わり、普通自動車対応免許で受けたい旨申し出た場合は、再度、実施機関において運転技能検査を受検し、基準点に達しなければならない。
- ウ 運転技能検査受検者の高齢者講習について
 運転技能検査受検者の高齢者講習は実車無となる。
- ⑤ 高齢者講習等未受講者に対する措置要領
 高齢者講習等未受講・受検者は、免許更新及び免許申請を受けることはできないため、速やかに高齢者講習等の実施機関に対して予約を行うよう教示すること。
- ⑥ 特例更新者の取扱い
- ア 特例更新日に年齢が70歳未満の者
 特例更新申請書を提出した日における年齢が70歳未満の者は、高齢者講習の対象者でないことから、法第101条の4第5項各号に掲げる高齢者講習通知書の送付を受けていても高齢者講習等の受講義務は生じないので、通常の更新対象者として受け付けること。
 なお、講習区分については、9(5)エを参照すること。
- イ 特例更新日に年齢が70歳以上の者
 特例更新申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者は、高齢者講習等を受講・受検後でなければ特例更新手続はできない。
- 11 **住所地以外の公安委員会を経由した更新申請**（法第101条の2の2）
- 11-1 対象者

優良運転者又は一般運転者（高齢者講習受講済者等を含む。）で、記載事項変更を伴わず、かつ、免許に身体の状態に応じた条件（「眼鏡等」又は「補聴器」を除く。）が付されていない者

(2) 手続のできる期間

免許証のみ 誕生日の1か月前から誕生日までの間

マイナ免許証のみ 有効期間の末日まで

2枚持ち 有効期間の末日まで

(3) 申請場所

ア 鹿児島県外の住所地の者が鹿児島県で手続を行う場合
教育センター

イ 鹿児島県の住所地の者が鹿児島県以外で手続を行う場合
各都道府県ごとに定められた場所

(4) 必要書類等

ア 鹿児島県外の住所地の者が鹿児島県で手続を行う場合

① 免許証又はマイナ免許証（2枚持ちの場合は双方）

② 更新連絡書

③ 申請用写真

④ 手数料

ア 更新手数料（住所地道府県の収入証紙又は収入証紙廃止都道府県については、各都道府県の手続に応じた手数料納付済の証明書類（以下「収入証紙等」という。）

更新手数料は、申請者の保有状況及び経由地書換の有無によって、以下の申請状況に応じた手数料を徴収すること。

- (a) 免許証のみの場合
- (b) マイナ免許証のみの場合で経由地書換をする場合
- (c) マイナ免許証のみの場合で経由地書換をしない場合
- (d) 2枚持ちで経由地書換をする場合
- (e) 2枚持ちで経由地書換をしない場合

イ 経由申請手数料（鹿児島県の収入証紙）

経由申請手数料は、申請者の保有状況及び経由地書換の有無によって以下のとおり、申請状況に応じた手数料を徴収すること。

- (a) 免許証のみの場合、マイナ免許証のみで経由地書換をしない場合、2枚持ちで経由地書換をしない場合
- (b) マイナ免許証のみで経由地書換をする場合、2枚持ちで経由地書換をする場合
- (c) 講習手数料（鹿児島県の収入証紙）

優良講習、一般講習又はオンライン講習それぞれの講習区分に応じた手数料を徴収すること。

(d) 満了日における年齢が70歳以上の者は、高齢者講習終了証明書、満了日における年齢が75歳以上で一定の違反歴のない者は、認知機能検査結果通知書又は診断書等提出確認書、高齢者講習終了証明書、満了日における年齢が75歳以上の者で一定の違反があるものは、認知機能検査結果通知書又は診断書等提出確認書、高齢者講習終了証明書及び運転技能検査受検結果証明書

イ 鹿児島県の住所地の者が鹿児島県以外で手続を行う場合

ア (f)、(g)、(h)及び(イ)のほか、手数料については、更新手数料は鹿児島県の収入証紙をア (c) aのとおり、経由申請手数料及び講習手数料は申請都道府県の収入証紙等

(5) 告示事項

ア 適性検査の結果によっては、再度、申請者の住所地都道府県の適性検査を受ける場合があること。

- イ 更新するか否かの最終判断は、申請者の住所地都道府県の公安委員会であること。
- ウ 新免許証の作成、交付は申請者の住所地都道府県の公安委員会が行うこと。
- エ マイナ免許証の経由地書換をする場合は、即日記録となること。
- オ マイナ免許証の経由地書換をしない場合は、住所地都道府県の公安委員会で記録をすること。

カ 高齢者講習対象者は、経由申請手続を行う県の講習「法第101条の3（両県どちらでも受講可）」を受講しておくこと。

キ 各都道府県の経由申請窓口については、免許登録係へ問い合わせること。

ク 暗証番号の申請

- (ア) 免許証のみ 4桁2組の暗証番号
- (イ) マイナ免許証のみ 4桁1組の暗証番号
- (ウ) 2枚持ち (ア)(イ)の双方

ケ 質問票の記載

申請者には質問票を必ず記載させること。

受理の際は、記載漏れ及び誤記の有無を確認した上で受理し、訂正などを申し出た者については、誤記に係わる質問票を確実に廃棄の上、新たな質問票を交付し、改めて記載したものを受理する。

なお、記載漏れについては、申請者に補正を求め、これに応じない場合には、申請を拒否すること。

コ 免許証の受領

住所地都道府県で受領することになり、旧免許証と引き替えに交付されること。

郵送を希望する者は、申請の際、郵送料、手数料等を支払えば郵送されること。

12 **免許証等の再交付等申請の処理要領**（法第94条第2項、規則第21条）

(1) 申請受付場所及び交付等場所

ア 保有状況の変更を伴う場合

教育センター、鹿屋川内、鹿屋、霧島及び奄美警察署

イ 保有状況の変更を伴わない場合

教育センター、警察署等（鹿児島市内の3警察署を除く）

ウ 交付等場所

- (ア) 即日交付等
教育センター及び奄美警察署
- (イ) 後日交付等
警察署等（鹿児島市内の3警察署及び奄美警察署を除く。）

(2) 必要書類

免許証の再交付又は免許情報の再記録（以下「再交付等」という。）申請は、現在の保有状況と手続後に希望する保有状況に応じて、以下のとおり申請書類が異なる。

なお、申請書類が運転免許証再交付申請書の場合は、運転免許証再交付申請書（手数料用）及び運転免許証亡失・滅失等てん末書を、特定免許情報記録申請書の場合は、特定免許情報記録申請書（手数料用）を、運転免許証交付申請書の場合は、運転免許証交付申請書（手数料用）をあわせて提出させること。

ア マイナ免許証のみ保有者がマイナ免許証を紛失した場合

- (ア) 保有状況を免許証のみにする場合
運転免許証交付申請書
- (イ) 保有状況変更なし（マイナ免許証のみ）
特定免許情報記録申請書
- (ウ) 保有状況を2枚持ちにする場合
特定免許情報記録申請書

イ 免許証のみ保有者が免許証を紛失した場合、二枚持ちが双方を紛失した場合
手続後に希望する保有状況に限らず、運転免許証再交付申請書

ウ 二枚持ちが免許証のみを紛失した場合

- (7) 保有状況を免許証のみにする場合
運転免許証再交付申請書
- (4) 保有状況をマイナ免許証のみにする場合
免許保有状況変更申出書（紛失時等）
- (9) 保有状況変更なし（2枚持ち）
運転免許証再交付申請書
- エ 二枚持ち保有者がマイナ免許証のみを紛失した場合
 - (7) 保有状況を免許証のみにする場合
免許保有状況変更申出書（紛失時）
 - (4) 保有状況変更なし（2枚持ち）
特定免許情報記録申請書
 - (9) 保有状況をマイナ免許証のみにする場合
特定免許情報記録申請書
- 13) 手数料

手数料については、各申請に応じて、運転免許証再交付手数料、運転免許証交付手数料、特定免許情報記録手数料のいずれかを徴収することとなるが、申請者の現在の保有状況と手続後に希望する保有状況によって、手数料に差異があるので誤徴収のないように十分留意すること。

また、2枚持ちが免許証のみを紛失し、マイナ免許証のみにする場合、及びマイナ免許証のみを紛失し、免許証のみにする場合に手数料は不要である。
- 14) 免許証等住所が県内の者の再交付等申請の場合

免許証等を亡失、盗難、焼失、滅失、汚損、破損、記載事項変更、条件変更、写真変更、公安委員会が相当と認める（元号変更、臓器提供意思表示欄変更）とき及びマイナ免許証への再記録をするときは、住所地を管轄する公安委員会に再交付等の申請をすることができる。

ア 亡失、滅失及びマイナ免許証への再記録の場合は、免許証番号等については再交付等の回数ごとに、各番号の末尾がそれぞれ1～9まで繰上げとなり、10回目は1に戻るが、警察署等の受付の段階では、申請書には末尾を繰り上げないで記入すること。

免許証番号等の末尾については、再交付等をした免許証等のみ末尾が繰り上がるため、再交付等の状況によっては、免許証番号と免許情報記録番号それぞれの末尾が異なる場合があることに留意すること。

イ 汚損、破損、変更等の場合は、免許証番号の末尾は繰り上げずそのままとする（免許証の写真、氏名、免許証番号等何らかの形で申請者本人の現免許証であることが確認できればよい。また、汚損、破損、滅失の場合には、その判断資料として当該免許証の写しを添付すること。）。
- 15) 免許証等住所が県外の者の再交付等申請の場合

免許証等の住所が県外の者は、再交付等申請と同時に免許証等の住所を鹿児島県内に変更する場合に限り再交付等の申請をすることができる。
- 16) 警察署等で更新申請後、新しい免許証の交付を受ける前に旧免許証を亡失などした者の再交付等申請の場合

当該申請者に係る申請書等が免許管理課に届いているかどうかにより、その処理が異なるので、免許登録係に連絡し、協議の上、処理すること。
- 17) 再交付申請受理時の留意事項

ア 人定確認の徹底

免許証は、偽造防止が徹底されているが身代わりなどによる不正取得が懸念されている。

よって、申請用写真と申請者の照合確認のほか、身元確認のため次の書類の提示を求め、運転免許証再交付申請書（別記第13号様式）左下にある「本人確認・記載事項変更確認書類」欄に、確認した書類を記載すること。

- ㉓ 1種類で確認するもの
写真付公的証明書（マイナンバーカード、住民基本台帳（住基）カード（有効なものに限る。）、パスポート（2020年2月4日以前に発行されたもの）、無職従事者免許、移動式クレーン運転士免許、写真付き学生証等）
- ㉔ 2種類以上で確認するもの
住民票、健康保険証、郵便物（私書については、消印のあるものに限る。）、公共機関（電気、水道、ガス、電話会社等）の領収書又は請求書、登録証明書、車検証、賃貸契約書、写真なし学生証、定期券、預・貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、パスポート（2020年2月4日以降に発行されたもの）等
- イ 免許データ照会の徹底
申請書等に記載する免許データについては、確実に免許登録係に照会の上、記載すること。
- ウ 更新期間の確認
更新期間の確認を行い、更新期間中であれば更新手続を教示すること。
- エ 不正申請の防止
免許の取消し又は行政処分を予測し、不正に再交付を受ける例があるので、申請受理時に交通係の警察官において、事情聴取するなど不正再交付の未然防止に努めること。
- オ 遺失届の確認
再交付申請者の中には、警察で拾得処理しているにもかかわらず連絡が取れない者がいるので、再交付手続前に遺失届を出しているか確認すること。
- カ 亡失免許証発見時の返納
再交付後、亡失免許証を発見したときは、当該免許証を速やかに返納するよう教示すること。
- キ 全ての再交付等申請時に、暗証番号の設定が必要となることから、免許証については、4桁2組の暗証番号を、マイナ免許証については、4桁1組の暗証番号を申請させること。ただし、暗証番号の申請を行わない者については、9(4)ウにより処理すること。
- ク マイナ免許証を紛失した者で、マイナ免許証への再記録を希望するものは、市町村の窓口でマイナンバーカードを再発行してからでなければ申請受理できないことに留意すること。
- ケ 代理人による申請は受け付けないこと。
- コ 申請用写真について
- (7) 教育センター及び奄美警察署
申請用写真不要（申請時に直接撮影）
- (4) 警察署等（鹿児島市内三署、奄美警察署を除く）
申請用写真1枚必要（申請用写真が免許証等用写真となる。）
- ㉕ 運転免許証再交付申請書等の送付
警察署長等は、再交付等申請を受理したときは、受理日ごとに申請者名簿、免許証等送付書を作成し、受理した申請書類とともに速やかに免許管理課長に送付するものとする。
- ㉖ 再交付等申請手続中に亡失に係る免許証を発見等した場合の措置
- ア 再交付申請を受理し、免許管理課へ関係書類送付前に亡失した免許証を発見・回復した場合
再交付に係る関係書類を免許管理課へ送付前であれば、再交付申請書に本件の経過を明らかにした書面を添付し、送付すること。
なお、申請の受理をもって申請手数料である収入証紙への消印を行うことから、再交付申請の受理に当たっては、申請者に対して、申請後に免許証を発見・回復しても、申請手数料の返還はできないことを必ず教示すること。
- イ 再交付申請手続がなされ、関係書類を免許管理課に送付した後に発見・回復した

場合

事務処理の進捗状況により取扱いが異なることから、必ず、免許登録係へ連絡し、以後の処理を協議すること。

なお、申請手数料については、アと同様に取り扱うこととする。

- ウ 再交付免許証を作成し申請受理警察署へ送付後、署において再交付する段階で申請者が亡失した免許証を発見・回復した場合

再交付申請により作成送付された免許証を交付し、発見・回復した亡失免許証は返納させること。

返納させた免許証については、145の手續により処理すること。

13 **保有状況の変更（更新時以外の場合）**（法第95条の2第1項、同条第4項、同条第10項）

(1) 申請受付場所

ア 即日交付等

教育センター又は奄美署

イ 後日交付等

薩摩川内署、鹿屋署又は霧島署

2枚持ちから免許証又はマイナ免許証に保有状況変更する場合は即日

(2) 必要書類及び手数料

現在の保有状況と手続後に希望する保有状況によって、申請書類、手数料が異なる。

ア 免許証のみ保有者がマイナ免許証のみ又は2枚持ちに保有状況変更

(7) 特定免許情報記録申請書

(4) 特定免許情報記録申請書(手数料用)

(6) 特定免許情報記録手数料

イ マイナ免許証のみ保有者が免許証のみ又は2枚持ちに保有状況変更

(7) 運転免許証交付申請書

(4) 運転免許証交付申請書(手数料用)

(5) 免許証交付手数料

ウ 2枚持ちが免許証のみに保有状況変更

免許情報記録抹消届(手数料なし)

エ 2枚持ちがマイナ免許証のみに保有状況変更

運転免許証返納届(手数料なし)

(3) 申請用写真について

ア 教育センター又は奄美署

不要

イ 薩摩川内署、鹿屋署又は霧島署

必要

2枚持ちから免許証又はマイナ免許証に保有状況変更する場合は不要

(4) 2枚持ちが免許証又はマイナ免許証に保有状況変更する場合の受付要領

2枚持ちが免許証又はマイナ免許証に保有状況変更する場合、保有している免許証の返納又はマイナ免許証の記録抹消をするのみであるので、以下のとおり対応すること。

ア 教育センター、奄美署の受付要領

(7) 2枚持ちが免許証のみ又はマイナ免許証のみに保有状況変更

a 申請受付後、運転者管理システムにより、申請者の保有状況変更登録を行う。

b 保有状況を免許証のみにする場合は、マイナ事務端末を使用して、マイナ免許証の免許情報記録抹消

c 奄美署にあっては、免許情報記録抹消届を免許申請者名簿により、免許登録係へ送付

(4) 2枚持ちがマイナ免許証のみに保有状況変更

a 申請受付後、運転者管理システムにより、申請者の保有状況変更登録

b 返納された免許証を受領し、運転免許証廃棄簿(別記第25-1号様式)により

廃棄

- ④ 奄美署にあっては、運転免許証返納届を免許申請者名簿により、免許登録係へ送付

イ 警察署等(鹿児島市内の3警察署及び奄美警察署を除く。)の受付要領

(7) 2枚持ちが免許証のみに保有状況変更

- ① 申請受付後、免許情報記録抹消届のPDFファイルを免許登録係宛にメール送信し、免許登録係に電話連絡
- ② 免許登録係において、運転者管理システムにより、申請者の保有状況変更登録後、申請受付所属に電話連絡
- ③ 申請受付所属において、マイナ事務端末を使用して、マイナ免許証の免許情報記録抹消
- ④ 免許情報記録抹消届は、IC追記端末で申請書登録を行い、免許申請者名簿により、免許登録係へ送付

(8) 2枚持ちがマイナ免許証のみに保有状況変更

- ① 申請受付後、運転免許証返納届のPDFファイルを免許登録係宛にメール送信し、免許登録係に電話連絡
- ② 免許登録係において、運転者管理システムにより、申請者の保有状況変更登録後、申請受付所属に電話連絡
- ③ 申請受付所属において、申請者から免許証の返納を受け、運転免許証廃棄簿に記載し、廃棄
- ④ 運転免許証返納届はIC追記端末で申請書登録後、免許申請者名簿により、免許登録係へ送付

ロ 申請書類の送付

申請受理後、各書類については交通課長等の決裁を受けること。

決裁を受けた特定免許情報記録申請書、運転免許証交付申請書については、免許申請者名簿、免許証等送付書を作成して、速やかに免許証作成係へ送付すること。

ロ 申請受付時の留意事項

- ① 申請書類は、申請者が自動受付機を使用して印字すること。
- ② マイナ免許証への記録を希望する場合、申請受理時及び後日記録時にマイナナンバーカードの提示が必要であること。
- ③ 提示されたマイナナンバーカードの有効期間を確認し、マイナナンバーカードの顔写真と申請者の顔貌の同一性を確認すること。
マイナナンバーカードの有効期間については、特定免許情報記録時において有効であることを確認すること。
- ④ マイナナンバーカードに特定免許情報を記録する際は、マイナ事務端末を使用して記録すること。
提示されたマイナナンバーカードの有効期間を確認し、マイナナンバーカードの顔写真と申請者の顔貌の同一性を確認すること。
記録後は、免許情報記録確認書を出力し、同確認書に記載された内容とマイナナンバーカードの券面に記載されている内容及び申請内容が一致しているかを申請者と職員が対面で確認した上で、同確認書を申請者に交付すること。

14 免許証の交付等

① 交付予定日

警察署等における免許証の交付等予定日は、免許管理課長が毎年3月末までに翌年度1か年分を警察署長等に通知するものとする。

② 免許証等交付等に当たっての留意事項

- ① 旧免許証については、さん孔機で1か所以上さん孔し、免許証の効用を失わせる処理をした上、申請者に返還すること(さん孔位置は資料2(別添)参照)。
- ② 保有状況変更により、マイナ免許証保有でなくなった場合には、マイナ免許証の特定免許情報の抹消を行うこと。

ウ マイナンバーカードへの特定免許情報の記録にあつては、マイナンバーカードの顔写真、免許情報の顔写真及び来訪した者の顔照の同一性を確実に確認し、誤記録防止に努めること。

エ 免許証券面で「備考欄記載のとおり」と表示される特定の免許条件については、マイナンバーカードの備考情報欄に直接記録する必要があるため、マイナンバーカードへの特定免許情報の記録時に併せて確実に行うこと。

オ マイナンバーカードへの特定免許情報の記録後は、免許情報記録確認書を出し、同確認書に記載された内容とマイナンバーカードの券面に記載されている内容及び申請内容が一致しているかを、申請者と職員が対面で確認した上で、同確認書を申請者に交付すること。

なお、記録内容に誤りがあった場合は、登録係へ連絡すること。

⑬ 代理人受取

更新申請者が、交付等日以前に既に更新時講習を受講しており、交付等日当日に受け取りに来ることができない理由（病気、学校、出張等）があり、当該者が記載した代理人依頼書（別記第25号様式）及び当該者の更新前の免許証等を代理人が持参した場合には、代理人依頼書を受理後、代理人に対して当該者の免許証を交付等することができる。

⑭ 新免許証受領の際に、旧免許証を紛失等した事実が判明した場合の措置

交付対象者の人定確認を行った上で交付すること。

マイナ免許証を紛失等した場合、市町村の窓口でマイナンバーカードを再発行していなければ特定免許情報の記録をすることはできないので留意すること。

⑮ 返納免許証の措置

免許を受けた者から「免許を取り消された。」、「免許が失効した。」、「免許証の再交付を受けた後において、亡失した免許証を発見し、又は回復した。」、「保有状況変更」等の理由により、免許証の返納を受けたときは、運転免許証廃棄簿（別記第25-1号様式）に必要事項を記載し、警察署等において当該免許証を廃棄するものとする。

15 **申請取消し処理要領**（法第104条の4）

① 主旨

申請による運転免許の取消しとは、視力、聴力等の身体的能力の低下などを自覚し、自らの安全と道路交通に与える影響を考慮した場合や、その他何らかの理由により免許を返納したいと考える者等に対して、法第104条の4の規定により、免許を受けた者の申請により、その効力を失わせる事務である。

② 申請取消しの種類

ア 申請による免許の全部取消し

取得している全ての免許を取り消すこと。

イ 申請による免許の一部取消し

㊦ 単一の免許を受けている場合

法第104条の4第3項の規定により、同条第1項後段の申出に係る免許（以下「申出免許」という。）を与えること（㊦参照）。

㊧ 複数の免許を受けている場合

取消し申請する免許の他の免許（以下「残存免許」という。）及び申請者が希望すれば㊦記載の免許（ただし、残存免許が上位免許となる場合を除く。）を与えること。

③ 申請取消しを行わない場合

ア 複数の免許を受けており、かつ、申請に係る免許の上位免種（当該申請に係る免許により運転することができる自動車等の全てを運転することができる他の種類の免許をいう。）を受けている場合

イ 他の取消し事由が存在している場合等

㊦ 申請に係る免許について、法第90条第5項又は第103条第1項各号若しくは第4項の規定による取消しの基準に該当しているとき。

- (イ) 申請に係る免許について、申請に係る者が法第100条の2第1項の基準該当初心運転者（法第100条の2第1項各号のいずれかに該当する者及び再試験に合格した者を除く。）に該当するとき。

ウ 申請者が、免許の効力を停止されているか停止の基準に該当しているとき。

14) 申請取消し時に免許を与えることが可能な免許の種類

申請取消し時に免許を与えることが可能な免許の種類は、次表のとおりとする。

申請取消しに係る免許の種類	受けたい旨の申出をすることができる免許の種類
大型免許	中型免許、準中型免許、普通免許、小型特殊免許及び原付免許
中型免許	準中型免許、普通免許、小型特殊免許及び原付免許
準中型免許	普通免許、小型特殊免許及び原付免許
普通免許	小型特殊免許及び原付免許
大型特殊免許	小型特殊免許及び原付免許
大型二輪免許	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許
普通二輪免許	小型特殊免許及び原付免許
大型第二種免許	中型二種免許、普通二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、小型特殊免許及び原付免許
中型第二種免許	普通二種免許、中型免許、準中型免許、普通免許、小型特殊免許及び原付免許
普通第二種免許	普通免許、小型特殊免許及び原付免許
大型特殊第二種免許	大型特殊免許、小型特殊免許及び原付免許
けん引第二種免許	けん引免許

15) 申請取消しの受付要領等

ア 申請先

- (1) 教育センター
(2) 免許試験課
(3) 全ての警察署及び幹部派出所

イ 申請に必要な書類等

- (1) 運転免許取消申請書（別記第26号様式）
(2) 自主返納をされた方へ（別記第26-2号様式）
(3) 申請取消しによる下位免許等申請書（別記第27号様式）
※下位免許の申請が必要な場合のみ作成する。
(4) 申請による運転免許の取消通知書（別記第28号様式）
(5) 申請による運転免許の取消受理簿（別記第29号様式）
(6) 申請による運転免許の取消受理簿（警察署等）（別記第30号様式）
(7) 委任状兼確認書（別記第26-1号様式）
※代理人申請の場合のみ
(8) 代理人誓約書（別記第26-3号様式）
※代理人申請場合のみ

ウ 申請の受付

(1) 教育センター

教育センターの申請の受理は即日処理とし、申請の受理並びに免許試験課又は奄美警察署における一部取消しを除く電算登録は、免許登録係が行い、免許証の作成は免許証作成係が行う。

- a 申請者が申請による免許の取消しを行わない者に該当するか否かの確認
b 該当しないことが判明した時点で「申請による運転免許の取消受理簿」に記載（免許試験課、警察署等における申請受理分についても全て記載）
c 「運転免許取消申請書」及び下位免許の申請が必要な場合は「申請取消しによる下位免許等申請書」を記載させて申請を受理
d 申請者へ「申請による運転免許の取消通知書」を交付
e 更新を伴わない一部取消しの場合は、新たな免許証を作成して交付
f 免許登録係において「申請による運転免許の取消受理簿」、「運転免許取消申請書」及び「申請取消しによる下位免許等申請書」を保管

(2) 免許試験課及び奄美警察署

免許試験課及び奄美警察署の申請の受理は即日処理とし、電算登録は、一部取消しのみ行い、他は免許登録係で行う。

- a 申請者が申請による免許の取消しを行わない者に該当するか否か、免許登録係に照会
 - b 該当しないことが判明した時点で「申請による運転免許の取消受理簿（警察署等）」に記載
 - c 「運転免許取消申請書」及び下位免許の申請が必要な場合は「申請取消しによる下位免許等申請書」を記載させて申請を受理
 - d 申請者へ「申請による運転免許の取消通知書」を交付
 - e 更新を伴わない一部取消しの場合は、新たな免許証を作成して交付
 - f 「運転免許取消申請書」、「申請による運転免許の取消通知書」及び「申請取消しによる下位免許等申請書」を速やかに免許登録係へ電子メールで送信する。ただし、不具合等やむを得ない場合は、FAX送信可とする。
 - g 関係書類については、免許試験課は免許登録係に便送で送付。奄美警察署は所属保管とする。
- (4) 警察署等（奄美警察署を除く。）
- 警察署等に一部取消し申請があった場合は、後日交付とする。

- a 申請者が申請による免許の取消しを行わない者に該当するか否か、免許登録係に照会
- b 該当しないことが判明した時点で「申請による運転免許の取消受理簿」に記載
- c 「運転免許取消申請書」及び下位免許の申請が必要な場合は「申請取消しによる下位免許等申請書」を記載させて申請を受理
- d 申請者へ「申請による運転免許の取消通知書」を交付
- e 更新を伴う一部取消しの場合は、免許証の裏面備考欄に

申請取消し及び更新手続中	
有効免許	〇〇
〇年〇月〇日まで有効	
手続後の保有状況	免許証・マイナ免許証
受理	〇年〇月〇日 鹿児島公委 ← 公印

と記載（押印）して交付し、後日免許管理課から新免許証が送付された時点で、新免許証と交換する。

マイナ免許証の場合は、マイナ事務端末を使用して、マイナ免許証の備考情報欄に前記内容を記録する。

- f 「運転免許取消申請書」、「申請による運転免許の取消通知書」及び「申請取消しによる下位免許等申請書」を速やかに免許登録係へ電子メール送信する。ただし、不具合等やむを得ない場合はFAX送信可とする。
 - g 関係書類は、所属保管とする。
- (5) 申請取消し（全部返納）に係る代理人申請
- 申請者が窓口来署することは困難であるが、家族等が本人に代わって来署することは可能である場合は、申請者から委任を受けた代理人による申請を受理すること。この場合、代理人の本人確認を行い、「委任状兼確認書」及び「代理人誓約書」の提出を求めること。
- 提出を受けた委任状兼確認書の内容に不備がある場合には、申請者に電話確認すること。
- 申請取消しに係る代理人申請と同時の場合のみ、運転経歴証明書等の代理人申請も可能とする。ただし、運転経歴証明書等の申請用写真を用意できない場合はこの限りではない。

エ 手数料

① 申請手数料

不要

新たに下位免許を申請する場合は、交付手数料が必要となる。

(イ) 交付手数料等

α 更新又は再交付と同時申請する場合

更新又は再交付と同時に申請する場合は、法第112条第1項の規定にそれぞれ該当する免許証等更新手数料又は免許証再交付手数料のみを徴収すること。

β 更新又は再交付を伴わない場合

(a) 残存免許のみ申請する場合

手数料不要

(b) 新たに下位免許を申請する場合

交付手数料

併記手数料（併記がある場合のみ）

ホ 適性検査

申請取消しに関しては、更新申請と同時の場合を除き、適性検査を受ける義務はない。ただし、臨時適性検査（法第102条第2項及び令第37条の7第1号）に基づく適性検査を行うことができる。

カ 免許証等の裏面備考欄の記載等

(7) 取得年月日

申請により取り消された免許に係る免許証の「取得年月日」とする。

(8) 申出免許証の有効期間

申出免許証の有効期間は、更新手続を除き、申請により取り消された免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日までとする。

マイナ免許証の場合は、特定免許情報の備考情報欄に記録すること。

キ 格下げ更新との関係

(7) 格下げ後に上位免許を申請する意思のある者

複数の免許を受けている者が、免許更新時の適性検査において上位免許の視力等が基準に達しないため、適性検査に合格する免許のみを更新する場合については、「10格下げ更新処理要領」の取扱いとする（例：大型免許と普通免許を受けている者に対し、普通免許のみを更新する場合）。

(8) 格下げ後に上位免許を申請する意思のない者

複数の免許を受けている者が、免許更新時の適性検査において上位免許の視力等が基準に達せず、かつ、後日上位免許を申請する意思がない場合は、格下げ更新を行わず、下位免許の申請ができる申請取消しで取り扱うこと。

ク 運転経歴証明書申請希望者

「10運転経歴証明書の処理要領」のとおりであるが、運転経歴証明書の記載事項は取消し時のものとなるので、記載事項に変更がある者は、申請取消し前に記載事項変更手続を行わせること。

6. 留意事項

ア 申請受理時の注意事項

(1) 申請が免許を受けている者の意思によるものか確認すること。

(2) 申請により免許を取り消した時点で、運転免許試験の一部免除のような措置による免許の効力の復活は不可能であることを説明すること。

(3) 申請者の更新期間が間近でも自然失効を教示することなく申請を受理すること。

(7) 申請取消し時の免許年月日（格下げ更新を含む。）

ア 原則

申請取消し（格下げ更新）に係る当該免許証の免許年月日は、二種、その他、二・小・原の免許年月日欄から、当該免許年月日又は最古の免許年月日を選択すること。ただし、対象となる免許種別ごとに取得できる年齢以降の取得日となる。

(1) 申請免許に係る「免許年月日」

取得していた免種が申請取消しに係る免種のみで、他の下位免許を申請する場合

合は、申請により取り消された免許を受けた日となる。

(イ) 残存免許に係る「免許年月日」

申請に係る免許を取り消された者が、なお他の種類の免許を受けている場合において、当該他の種類の免許に係る免許証を交付する場合は、取り消された免許に係る免許証の「免許年月日」と当該他の種類の「免許年月日」とを比較し、いずれか古い方の「免許年月日」とすること。

イ 免許年月日の順序

申請取消しにおいて、免許証の最古の取得年月日が期くなる場合は、免許継続年数が期くなるのを防止するため、残存免許の取得年月日を最古の取得年月日に変更することとし、その要領は次のとおりとすること。ただし、自三車等の審査未済免許を除くものとする。

(ウ) 二種とその他を受けている場合は、いずれか最古の免許年月日

(イ) 二種と二・小・原を受けている場合は、いずれか最古の免許年月日

(ロ) その他と二・小・原を受けている場合は、いずれか最古の免許年月日

(ハ) その他だけの場合は、当該免許年月日

(ニ) 二・小・原のみの場合は、当該免許年月日

ウ 免許年月日の事例

(ウ) 大型二種免許と大型二輪免許を保有し、普通一種免許の下位免許申請と大型二輪免許を申請する場合、免許年月日については、普通一種免許は二種とその他において最古の免許年月日とし、二輪の免許については変更しないこと（※この場合、運転できる車両は、新普通自動車となる。）。

(例)	旧免許年月日		新免許年月日
二・小・原	(S56. 4. 10)	二・小・原	(S56. 4. 10)
その他	()	その他	(S57. 4. 11)
二種	(S57. 4. 11)	二種	()

(イ) 大型二種免許、大特二種免許、けん引二種免許、中型一種(8t限定)免許、大特免許、けん引免許を保有し、中型一種(8t限定)免許と大特免許のみ申請する場合、免許年月日は最古の免許年月日とする。

(例)	旧免許年月日		新免許年月日
二・小・原	()	二・小・原	()
その他	(S63. 5. 1)	その他	(S51. 10. 1)
二種	(S51. 10. 1)	二種	()

(ロ) 大型二種免許とけん引免許を保有し、普通一種免許を下位免許申請する場合、免許年月日は最古の免許年月日とする。

(例)	旧免許年月日		新免許年月日
二・小・原	()	二・小・原	()
その他	(S60. 8. 2)	その他	(S55. 7. 19)
二種	(S55. 7. 19)	二種	()

16. **格下げ更新処理要領**

(1) 主旨

現有免許証等に複数の免許の種類を保有している者が、上位免許の適性検査で視力又は操縦力が不合格となり、下位免許の適性検査は合格しているものの、免許証等の有効期間満了日までに上位免許に係る適性検査に合格しない場合において、合格しない免許を失効させ、適性検査に合格した下位免許のみを更新し、後日視力等が回復した時点で、上位免許を申請するための事務である。

(2) 格下げ更新の対象者

後日、視力の回復後に、上位免許の申請を希望する者に限る。

なお、上位免許を必要としない者には上位免許の申請取消し手続申請を、また、上位免許のみで下位免許を保有しない者には、上位免許の申請取消し及び下位免許の申請手続を行わせること（同手続で申請取消し手続したものは、視力等が回復しても

上位免許に変更できないものとなる。)

(3) 処理要領

ア 上位免許適性検査不合格者への教示

格下げ更新は、原則として有効期間の満了する日に申請を受理することから、満了する日までの間は、治療、矯正を行うよう教示すること。

イ 格下げ更新手続が行える日

原則として免許証等の有効期間の満了する日とする。

免許証等の有効期間の末日が土、日曜等である場合は、4の(1)のイ記載のとおり。

ウ 格上げ更新ができる期間

失効した上位免許については、失効手続が準用される（治療等やむを得ない理由があれば、最長失効後3年以内、かつ、理由がやんだ日から1か月以内）。

エ 申請書類

(1) 9の(4)のア記載の書類

(イ) 誓約書（別記第31号様式）

(ロ) 運転免許格下げ上申書（別記第31-1号様式）

オ 運転免許証等更新申請書の記載要領

運転免許証等更新申請書の資料区分「格更」39を○印で囲み、適性検査結果の下部、免許の種類（格下げ後）欄の更新できる免種のコードに○印をする。

カ 送付要領

格下げ更新の各態様に従い、それぞれの必要書類を本記載の順に重ね左上部をホッチキスで留め、本人の運転免許証等更新申請書に添付して送付する。

キ 格下げ更新に係る当該免許証等の免許年月日

15の(7)参照

17 **格上げ更新処理要領**

(1) 主旨

「格下げ更新」を行った後、失効した上位免許の適性検査に合格した場合に、同上位免許の申請を受理する事務である。

(2) 運転免許申請受理時の確認

この運転免許申請は、法第97条の2第1項第3号、令第34条の3第2項第1号から第4号までの規定による運転免許試験の一部免除の適用を受けることとなるので、格下げ更新等の事実を免許管理課保管の運転免許格下げ上申書等の関係書類により、必ず免許適性係へ電話で確認した後、申請を受理すること。この場合において、上記運転免許試験の一部免除規定の適用期間の起算日は、格下げ更新をした免許証の交付年月日ではなく、格下げ前の当該上位免許の失効した日（免許証有効期間満了日の翌日）である。

(例)

大型一種、中型一種（8t限定）を取得している者が、運転免許の更新時において適性検査の結果、視力不足又は裸視力検査に不合格となった場合、中型一種（8t限定）に格下げして免許を更新するが、大型免許の効力を失ってから6か月以内（病気等やむを得ない理由のある者については、失効後6か月以上3年未満で、当該理由がやんでから1か月以内）に大型免許の適性試験に合格すれば大型免許を取得できる。

(3) 申請書類等

ア 登録票

イ 申請用写真

ウ 申請手数料

エ 交付手数料

オ 併記手数料（併記免許の場合）

カ 格下げ更新申請から1年を経過した場合で、格上げ更新申請日における年齢が70歳未満の者については、区分に応じた講習手数料、70歳以上の者については、高齢

者講習終了証明書、75歳以上で一定の違反歴のない者については、認知機能検査結果通知書又は診断書等提出確認書、高齢者講習終了証明書、75歳以上で一定の違反歴のある者は、認知機能検査結果通知書又は診断書等提出確認書、高齢者講習終了証明書及び運転技能検査受検結果証明書

キ やむを得ない理由のある者については、やむを得ない理由を証明する書類

(ウ) 病気等による入院

病院の診断書

(イ) 海外勤務等による失効

パスポート等

(ロ) 法令等による拘束

在所証明書等

4) 登録票の送付先

失効新規申請の関係は、免許試験課の所掌事務とされているが、

・格下げ更新を行ったときの格下げ更新上申書等の関係書類が免許管理課に保管されていること、

・格下げ更新時の状況について免許管理課でその実施を把握していること、

・当該更新申請書の書類審査、免許証等の作成は免許管理課で行っていること、

の理由から、本申請の受理に限り、関係書類の送付先は免許管理課とする。

5) その他

ア 交付日の設定については、試験合格による免許証等の後日交付に準ずること。

イ 格上げ更新申請により格上げた免種に基づく、運転開始時期については、格上げにより交付される免許証等の交付等日からとなることに注意すること。

18 **記載事項変更届の処理要領** (法第94条第1項、法第93条の2、規則第20条)

1) 届出受付場所

教育センター及び警察署等

2) 記載事項変更届の受付

ア 申請書類

(7) 免許証等

運転免許証記載事項変更届(別記第32号様式。以下「変更届」という。)

免許証等の有効期間を確認し、既に更新期間に入っている場合は、更新と同時の手段を数示すること。

(イ) 運転経歴証明書等

運転経歴証明書記載事項(運転経歴情報)変更届(規則様式第37号。以下「経歴変更届」という。)

記載事項変更内容を免許証(運転経歴証明書)備考欄へ記載する際、変更事項を誤って記載した場合は、二重線で抹消し、鹿児島県公安委員会公印による訂正印を押印の上、正しい変更事項を記載すること。

3) 受付要領

ア 必要書類

(7) 住所変更(免許証等、運転経歴証明書等)

マイナンバーカード、住民票の写し、公的機関(準ずる機関を含む。)が発行した書類等(消印のある本人宛郵便物、公共料金の支払書・領収書、賃貸契約書)、滞在証明書(別記第26号様式)の提示

マイナ免許証(マイナ経歴証明書)保有者は、券面上に新住所が記載されたマイナンバーカード

(イ) 本籍変更(免許証等)

本(国)籍地記載の住民票の写し提出

(ロ) 性別・生年月日変更(免許証等、運転経歴証明書等)

本(国)籍記載の住民票の写し提出

(ハ) 氏名変更(免許証等、運転経歴証明書等)

マイナンバーカード、住民票の提示

マイナ免許証(マイナ経歴証明書)保有者は券面上に新氏名が記載されたマイナンバーカード

イ 申請受理

- α 申請者が自動受付機を使用して、変更届又は経歴変更届を印刷
- β 申請者に「氏名のフリガナ」、「連絡先電話番号」、「記載事項変更か所」を記載させる
- γ 運転者管理システムを使用して、記載事項変更登録を行う。
- δ 運転免許証の場合は、記載事項変更登録後、記載事項変更内容のIC追記、裏面印字を行い、免許証の裏面備考欄に鹿児島県公安委員会公印を押印し、申請者に交付
マイナ免許証の場合は、IC追記、裏面印字の必要はなし。
- ε 運転経歴証明書の場合は、記載事項変更登録後、裏面印字を行い、運転経歴証明書の裏面備考欄に鹿児島県公安委員会公印を押印し、申請者に交付
マイナ経歴証明書の場合は、IC追記、裏面印字の必要はなし。
- ϕ 記載事項変更届申請受理簿(警察署等)(別記第33号様式)に記載

ウ 生年月日の変更

生年月日変更の場合は免許証、運転経歴証明書の再作成をするので、申請者に説明の上、変更届又は経歴変更届に変更内容を記載させること。

また、運転免許証等更新申請書又は運転経歴証明書交付等申請書(交付・再交付)に次の必要事項を記入させること。

① フリガナ

② 変更後の生年月日

③ 連絡先電話番号

④ 暗証番号又は暗証番号未設定に係る氏名

なお、生年月日変更の場合は、手数料及び写真の提出は、不要である。

マイナ免許証(マイナ経歴証明書)の場合は、再記録の必要はなく、記載事項変更登録のみを行う。

(4) IC手続未済者来署時の措置(運転免許証のみ)

警察職員又は免許事務委託職員において、次の措置をとること。

なお、その後の処理は、通常の記載事項変更と同じとする。

ア 申請者が自動受付機を使用して変更届を印刷

イ 免許管理課に変更事項を照会して変更事項を記載する(申請者には書類を記載させないこと)。

ウ 変更届の備考欄に、朱書きで「IC手続未済者追記のみ」と記載する。

エ ICチップの記録を変更し、免許証の備考欄に、記録年月日、「IC手続済」と記載して鹿児島県公安委員会公印を押印する。

(5) 変更届等の送付

警察署等は、受理した変更届又は経歴変更届を審査整理し、免許証等の場合は運転免許証記載事項変更届送付書(別記第34号様式)を、運転経歴証明書等の場合は運転経歴証明書記載事項(運転経歴情報)変更届送付書(別記第39号様式)を作成して交通課長等の決裁を受け、運転免許証記載事項変更届送付簿(別記第35号様式)により所属ごとの発送番号をとり、同発送番号を同送付書の右上に記入し、関係書類とともに速やかに免許登録係へ送付すること。

(6) 同世帯の家族が同時に記載事項変更届をした場合の住民票の写しの取扱い

同世帯の家族が同時申請した場合で本籍地記載の住民票の写しの提出を求める場合は、どちらか一方の変更届に住民票の写し(原本)を添付し、他方には住民票の写しの複写を添付して処理すること。この場合において、複写した住民票の写しに「原本は〇〇に添付」と記した付せんを付け、経緯を明らかにしておくこと。

(7) 代理人申請等について

本人の申請に代えて、代理人依頼書（別記第36号様式）とともに第三者による申請を受領することができるものとする。ただし、親族等の場合で住民票の写し、保険証等により身分が確認できれば、代理人依頼書は必要ない。

180 住民票の写しの証明期限及び住民票の写し以外の証明書の取扱い

受理する住民票の写しは、発行後おおむね1年以内のものとするが、間合せ等に対しては、市町村合併、行政区画整理等による変更が生じる場合に備え、最新の住民票を提出するよう教示すること。

市町村の行政区画整理等により本籍、住所等の大字地番等の変更がなされた場合、市町村によっては「本籍等変更のお知らせ」といった証明書類を発行（交付）することから、当該証明書により変更事項が確認でき、正本を提出できる場合に限る。当該証明書による記載事項変更届を受領できるものとする。

なお、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等改正に伴う外国人住民の住民基本台帳制度の開始に伴い、市区町村から外国人住民に事前に送付される仮住民票記載事項通知書については、住民票とはみなさないのので事務処理上誤りのないようにすること。

191 氏名の字体の修正等について

ア 字体の修正等について

住民票に記載されている氏名の字体の修正等は、氏名そのものの変更ではないことから、法第94条第1項による記載事項変更届の届出の義務は生じないが、免許証が身分証明書として用いられている実態等に鑑み、運転免許を受けた者が自主的に字体の変更を申し出た場合にはこれを受理することとする。

イ 住民票の添付について

氏名の字体に係る変更については、規則第20条に規定する住民票の写しの添付を要するものではなく、住民票の写し（原本）、マイナンバーカード等の氏名の字体の変更を確認できる公的書類の提示により確認の上、免許証の氏名の字体を変更すること。

192 旧姓併記の確認書類

旧姓併記に必要な確認書類は、旧姓（旧氏）欄に旧姓（旧氏）が記載された住民票の写し及び旧姓（旧氏）欄に旧姓（旧氏）が記載されたマイナンバーカードのみであり、提示後は返還すること。

193 マイナ免許証又はマイナ経歴証明書（以下「マイナ免許証等」という。）の留意点

ア マイナ免許証等のみ保有者で住所・氏名・生年月日のうち、住所変更ワンストップサービス等に同意した項目については、届出の必要がない。

イ マイナ免許証のみ保有者で本籍のオンライン変更手続きをしている場合は、届出の必要がない。

ウ 2枚持ちは、通常どおり記載事項変更届出が必要となる。

エ マイナ免許証等保有者が記載事項変更届をする場合、市町村の窓口でマイナンバーカードの表面上を新住所等に変更したもの でなければ、届出を受領できない。ただし、市町村の窓口で転入手続き等をする際、マイナンバーカードの追記欄が満額の状態であれば、マイナンバーカードの再交付申請となり、新住所等に変更後のマイナンバーカードを提示することができないため、再交付後のマイナンバーカードを受領するまでの間は住民票の写しで記載事項変更届を受領することができる。

194 控え文書の作成禁止

変更届の写し（控え文書）は、個人情報保護の観点から作成しないこと。

195 **運転経歴証明書等の処理要領**（法第105条の2）

195-1 主旨

免許の取消しを申請する者の中には、免許証の身分証明的な機能に鑑み、公安委員会がこれに代わるものを交付するよう求める者が多いことを踏まえ、申請により免許を取り消された者、更新を受けずに失効後5年以内の者の申請により、自動車等の運転に関する経歴について表示する書面（運転経歴証明書等）を交付する規定が設けられたことによる事務である。

195-2 運転経歴証明書等を申請できる者

運転経歴証明書等の交付等を申請できる者は、申請による免許の取消し申請（全部

取消)を行った者又は更新を受けずに失効後5年以内の者(ただし、免許取消基準等に該当する者、免許の効力が停止されている者、停止処分の基準に該当する者、失効した免許の全てについて基準該当初心運転者に該当する者は申請できない。)で県内に居住するものである。

⑬ 交付等申請受付要領

ア 申請先

- (イ) 即日交付等
教育センター
- (ロ) 後日交付等
警察署等

イ 申請書類等

- (イ) 運転経歴証明書交付等申請書(交付・再交付)
- (ロ) 免許申請者名簿
- (ハ) 免許証等送付書
- (ニ) 運転経歴証明書交付(再交付)等申請書(手数料用)
- (ホ) 運転経歴証明書等申請受理・交付(記録)簿(別記第37号様式)
- (ヘ) 申請用写真(教育センターを除く)
- (ニ) 申請による運転免許の取消通知書(以下「取消通知書」という。)(申請取消しと同時の場合は不要。申請者が取消通知書を所持していない場合は、免許登録係へ照会すること。)
- (ロ) 住所、氏名、生年月日を確認するに足る書類(住民票の写し、マイナンバーカード等)の提示(申請取消しの申請と同時の場合は不要)
- (ロ) マイナ経歴証明書を希望する者は、マイナンバーカード

ウ 申請者についての照会

申請者が(ロ)の要件を満たす者であることを確認すること。この場合において、申請取消しを行った日付が不明の場合等は免許登録係へ照会を行うこと。

エ 申請の受付

申請者に運転経歴証明申請書(交付・再交付)、申請用写真(教育センターを除く)及び取消通知書(申請取消しと同時の場合は不要)を提出させ、受理担当者は「運転経歴証明申請受理・交付(記録)簿」に必要事項を記載するとともに、取消通知書をコピーし、原本は申請者へ返還すること。

オ 関係書類の送付・管理等

(イ) 警察署等

警察署等が受理した書類に、免許申請者名簿と免許証等送付書を記載の上添付し、使送で免許登録係へ送付すること。

(ロ) 教育センター

警察署等から申請書等の送付を受けた免許登録係は、申請内容を審査した後、当該運転経歴証明書を作成し、運転免許証等送付書を添付して警察署等へ送付すること。この場合において、教育センターで受理した関係書類は、免許登録係において定められた期間、保管・管理するものとする。

カ 運転経歴証明書等の交付等

運転経歴証明書等の交付等は、警察署等では後日交付、教育センターでは即日交付となる。この場合において、運転経歴証明書等は原則申請者に交付等することとし、交付等した場合は、運転経歴証明申請受理・交付(記録)簿の受領確認欄に氏名を記載させることにより、交付の状況を明らかにしておくこと。

キ 手数料

運転経歴証明書交付手数料、運転経歴情報記録手数料は、申請時に徴収すること。

ク 旧運転経歴証明書を有する者に対する措置

平成24年3月31日以前に交付された運転経歴証明書(以下「旧経歴証明書」という。)を有する者から運転経歴証明書の交付申請があった場合は、申請用写真の提

用を求めた上で、申請を受理し、旧経歴証明書と引換えに交付すること。この場合における手続は再交付申請とみなし、手数料は運転経歴証明書再交付手数料を徴収すること。

ケ 代理人申請

代理人による申請取消しと同時の場合のみ運転経歴証明書等の代理人申請を可能とする。

コ マイナ経歴証明書の留意点

申請者がマイナ経歴証明書を希望する場合は、マイナンバーカードの有効期間の確認、マイナンバーカードの顔写真と申請者の顔貌の同一性を確認すること。

4) 運転経歴証明書等の再交付等申請受理要領

ア 申請先

(7) 保有状況の変更を伴う場合

- a 即日交付等
教育センター
- b 後日交付等
鹿摩川内、鹿屋、霧島又は奄美警察署

(4) 保有状況の変更を伴わない場合

- a 即日交付
教育センター
- b 後日交付
警察署等

イ 必要書類

- (7) 申請用写真(教育センターを除く)
- (4) 運転経歴証明書(破損、汚損、変更等)
- (9) マイナンバーカード(マイナ経歴証明書を希望する場合)
- (2) 運転経歴証明書交付等申請書(交付・再交付)
- (4) 運転経歴証明書交付(再交付)等申請書(手数料用)
- (5) 運転経歴証明書亡失・滅失等てん末書(別記第38号様式)(運転経歴証明書紛失の場合のみ)

ウ 再交付等申請受理時の留意事項

(7) 人定確認の徹底

申請用写真と申請者の照合確認のほか、身元確認のため次の書類の提示を求めること。

a 1種類で確認するもの

写真付公的証明書(マイナンバーカード、住民基本台帳(住基)カード(有効なものに限る。)、パスポート(2020年2月4日以前に発行されたもの)、無線従事者免許、移動式クレーン運転士免許、写真付き学生証等)

b 2種類以上で確認するもの

住民票、健康保険証、郵便物(私書については、消印のあるものに限る。)、公共機関(電気、水道、ガス、電話会社等)の領収書や請求書、登録証明書、車検証、賃貸契約書、写真なし学生証、定期券、預・貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、パスポート(2020年2月4日以降に発行されたもの)等

(4) 遺失届の確認

再交付申請者の中には、警察で拾得処理しているにもかかわらず連絡が取れない者がいるので、再交付手続前に遺失届を出しているか確認すること。

(9) 亡失運転経歴証明書発見時の返納

再交付後、亡失運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納するよう教示すること。

(4) マイナ経歴証明書再記録申請受理時の留意点

イ 後日交付等（一部取消が必要な場合）

警察署（鹿児島市内の3警察署及び奄美警察署を除く。）及び幹部派出所

⑧ 受理要領

ア 普通免許の上位免許（大型二種、中型二種、普通二種、大型、中型及び準中型）を保有しており、普通免許を保有していない場合（交付手数料あり）

(7) 教育センター及び奄美警察署における受理

- 運転免許条件申請書を記載
- 普通免許の上位免許について一部取消しして、下位免許（普通免許）を申請（15「申請取消し処理要領」のとおり）
- 新たな免許証を作成して、新たな免許証及びサポートカー限定条件付免許を申請された方へを交付
- 奄美警察署においては、運転免許条件申請書を交通課長決裁後、免許登録係へ送付
教育センターにおいては、決裁後編冊

(イ) 警察署（鹿児島市内の3警察署及び奄美警察署を除く。）及び幹部派出所における受理

- 運転免許条件申請書を記載
- 普通免許の上位免許について一部取消しして、下位免許（普通免許）を申請（15「申請取消し処理要領」のとおり）
- 免許証の場合は裏面備考欄に

申請取消中
有効免許 ○○
条件付与：普通車はサポートカーに限る
受理 ○年○月○日 鹿児島公委

と記載して、「鹿児島公委」印を押印して返還し。マイナ免許証の場合は、マイナ事務端末を使用して、マイナ免許証の備考情報欄に「申請取消中、有効免許○○、条件付与：普通車はサポートカーに限る 受理○年○月○日」と記録、その後、サポートカー限定条件付免許を申請された方へを交付。

- 免許申請者名簿及び免許証等送付書を作成し、交通課長等の決裁を受けて、関係書類を免許証作成係に送付。
- 免許証の場合は、後日、免許管理課から新免許証が送付された後、新免許証を交付
マイナ免許証の場合は、後日、免許管理課から免許証等送付書が届いた後、マイナ免許証に記録

イ 普通免許の上位免許と普通免許を保有している場合（交付手数料なし）

(7) 教育センター、奄美警察署における受理

- 運転免許条件申請書を記載
- 上位免許について一部取消し申請（15「申請取消し処理要領」のとおり）
- 新たな免許証等を作成・記録して、新たな免許証等とサポートカー限定条件付免許を申請された方へを交付
- 奄美警察署においては、関係書類を決裁後、免許登録係へ送付
教育センターにおいては、決裁後編冊

(イ) 警察署等（鹿児島市内の3警察署及び奄美警察署を除く。）

- 運転免許条件申請書を記載
- 上位免許について一部取消し申請（15「申請取消し処理要領」のとおり）
- 免許証の裏面備考欄に

申請取消中

有効免許 ○○
条件付与：普通車はサポートカーに限る
受理 ○年○月○日 鹿児島公委

と記載して、「鹿児島公委」印を押印して返還し、マイナ免許証の場合は、マイナ免許証の備考情報欄に「申請取消中、有効免許○○、条件付与：普通車はサポートカーに限る、受理 ○年○月○日」と記録、その後、サポートカー限定条件付免許を申請された方へを交付

- d 免許申請者名簿及び免許証等送付書を作成し、交通課長等の決裁を受けて、関係書類を免許登録係に送付
- e 免許証の場合は、後日、免許管理課から新免許証が送付された後、新免許証を交付

マイナ免許証の場合は、後日、免許管理課から免許証等送付書が届いた後、マイナ免許証に記録

ウ 普通免許が最上位免許である場合（交付手数料なし。）

- (7) 教育センター、警察署等（鹿児島市内の3警察署を除く。）における受理

- a 運転免許条件申請書を記載
- b 免許証の場合、IC追記端末でIC追記後、免許証裏面備考欄に(6)の条件を記載し、「鹿児島公委」を押印する。

マイナ免許証の場合、教育センター、奄美署においては、運転者管理システムで条件付与を登録後、マイナ事務端末で条件付与を記録

警察署等（鹿児島市内の3警察署を除く。）においては、運転免許条件申請書を免許登録係へメール送信後、免許登録係へ連絡し、免許登録係において、運転者管理システムで条件付与の登録後、マイナ事務端末で条件付与を記録

- c 申請者にサポートカー限定条件付免許を申請された方へを交付
- d 警察署等（鹿児島市内の3警察署を除く。）においては、運転免許条件申請書を交通課長等の決裁後、免許登録係に送付

教育センターにおいては、決裁後編冊

エ 手数料

- (7) (8ア)の場合は、免許証交付手数料を徴収
併記がある場合は、併記手数料も徴収
- (4) (8イ、ウ)の場合は、手数料は徴収しない。
- (9) (8ア)の手続を免許更新又は免許証再交付の機会に行う場合は、更新手数料又は再交付手数料のみを徴収し、免許証交付手数料は徴収しない。

(9) 留意事項

申請受理の際は申請者に対して、「サポートカー限定条件付免許を申請された方へ」を交付して、条件付与後は対象車両以外を運転することができなくなること、対象車両以外を運転した場合は免許条件違反となること、条件を解除する場合は、公安委員会の審査を受ける必要がある旨等を詳細に説明した上で、申請者の意思を確認して、申請を受理すること。

21 免許の条件（限定）変更、解除申請処理要領 （法第93条第2項）

※ 運転免許試験事務処理要領参照

22 臨時適性検査該当者に対する要領 （法第102条、令第37条の7、規則第29条の3）

11 身体障害者に対する取扱い

免許取得者が、法第103条第1項第2号、令第38条の2第4項（いわゆる身体障害）に該当すると思料されるときは、鹿児島県警察における自動車等運転免許事務の取扱いに関する訓令（昭和42年鹿児島県警察本部訓令第8号、以下「訓令」という。）に定める様式により、免許適性係へ報告して措置すること。

12 一定の病気等の取扱い

一定の病気等については、「一定の病気等に係る安全運転相談及び臨時適性検査等

に関する事務処理要領」(令和6年11月28日付け鹿児島第1293号ほか別添)により措置すること。

(3) 該当者に対する措置

(1)については、報告に基づき適性検査を行う期日、場所その他必要事項を臨時適性検査通知書により、該当者に通知するものとする。

(2)については、教育センターにおいて、更新時の質問票又は申請者の言動、態度、様子等から疑いのある者を発見した場合は、免許適性係が病状を詳しく聴取し、臨時適性検査が必要と認められる場合は臨時適性検査を実施し、関係記録は免許適性係が保管することとする。

各警察署等から安全運転相談窓口に相談があった場合は、各個別に病状等を聴取し、臨時適性検査該当事案と認められる場合は、免許適性係に引き継ぎ、措置することとする。

23. **国外運転免許証の交付申請処理要領** (法第107条の7、規則第37条の7～10)

(1) 申請できる者

日本の免許証等(大特二種、大特、小特、原付及び仮免許を除く。)を取得し、鹿児島県内に居住している者。ただし、免許の行政処分(免許停止等)中の者は申請できない。

また、申請時に現有免許証等の有効期間が1年以内の者で、渡航中に国内免許の有効期限が満了するものについては、特例更新の手続をした後、当該申請をするように、さらに普通免許又は二輪免許で審査未済等限定免許のときは、審査に合格してから申請するよう指導することを原則とするが、申請者が希望した場合、申請書の余白にその旨誓約させること。

(2) 申請場所

ア 教育センター

イ 離島の警察署等(種子島、屋久島、奄美、瀬戸内、徳之島及び沖永良部の各警察署並びに甕島、喜界及び与論の各幹部派出所)

(3) 申請方法

国外運転免許証の申請は、申請者本人に国外運転免許証交付申請書(規則別記様式第33の8)により行わせるものとする。ただし、本人が日本国外に渡航中で、本人の委任状により親族等に申請を委任した場合はこの限りでない。

(4) 申請に必要な書類等

ア 免許証等

原則として有効期間が1年以上あること(1年未満の場合は、特例更新の手続をさせるか、旅行計画書(免許の有効期間の満了日までに帰国する場合のみ。)を提出させること。)

イ 国外免許証申請用写真1枚

ウ 外国に渡航することを証明する書類等

① パスポート

② 船員手帳(外国に渡航する者に限る。)又は乗船通知書

③ 公用旅券発給申請書の写し

④ 一般旅券受領証の写し等(パスポート申請中の者に限る。)

⑤ 国又は地方公共団体及びこれらに準ずる機関が発行した派遣証明書等

エ 国外免許証交付手数料

オ 代理人による申請の場合はアからエに加え、

- ・委任状(様式は問わない。)
- ・申請者が渡航中であることを証明できるもの
- ・申請者と代理人が親族等であることを証明する書類
- ・代理人の身分証明書

が必要となる。

また、パスポート(全ページ)については、コピーとする。

- ⑤ 有効期間
国外免許証の有効期間は、国外免許証の発給の日から起算して1年間
- ⑥ 国外免許証の返納
国外免許証の有効期間が満了し、又は失効したとき、若しくは効力が停止されたときは、速やかに返納させること。

24 **特定失効者からの申請処理要領**

※ 運転免許試験事務処理要領参照

25 **特定取消処分者からの申請処理要領**

※ 運転免許試験事務処理要領参照

26 **免許証等の閉そく解除及び暗証番号の照会**

(1) 免許証等の閉そく解除

ア 申請受付窓口

教育センター、警察署等

イ 申請受理に当たっての留意事項

申請受理の際、免許証券面写真又はマイナンバーカードの顔写真と申請人の同一性を確認し、本人であることを確認すること。

なお、本人以外の者からの申請については、受理しないこと。

ウ 申請に必要な書類等

(ア) 免許証等

(イ) 免許証等閉そく解除・暗証番号照会申請書(別記第40号様式)

エ 申請の受付及び解除

免許証等の閉そく解除申請は、免許証等閉そく解除・暗証番号照会申請書を提出させて受理するものとし、申請受理後、免許証の場合は、IC追記端末又はマイナ事務端末を、マイナ免許証の場合は、マイナ事務端末を使用して閉そくを解除する。

なお、運転免許証閉そく解除・暗証番号照会申請書は、申請受付窓口ごとに保管すること。

(2) 暗証番号の照会(本県発行の免許証等に限り。)

ア 申請受付窓口

教育センター、警察署等

イ 申請受理に当たっての留意事項

申請受理の際、免許証券面写真又はマイナンバーカードの顔写真と申請人の同一性を確認し、本人であることを確認すること。

なお、本人以外の者からの申請については、受理しないこと。

ウ 申請に必要な書類等

(ア) 免許証等

(イ) 免許証等閉そく解除・暗証番号照会申請書

エ 申請の受付及び回答

暗証番号の照会申請は、免許証等閉そく解除・暗証番号照会申請書を提出させて受付をするものとし、申請受付後、申請受付所属において、運転者管理システムを使用して暗証番号照会を実施し、申請者に暗証番号を回答するが、照会した暗証番号はメモを含め一切記録しないこと。

なお、暗証番号の回答については、口頭で行い書面を交付しないが、申請者自身がメモすることは差し支えない。

27 **その他**

(1) 免許証等照会

情報管理課照会センターに照会し、本籍、住所等詳細な内容は、免許証番号等により免許登録係(751-232)に照会すること。

(2) 安全運転相談

教育センターにおいては、自動車運転者の身体的、精神的及び技能的適性を診断し、運転上の欠陥を具体的に指摘してこれを改善し、運転者の資質の向上を図り、もって

交通事故防止に寄与するため、別に定めるところによって、安全運転相談を実施するものとする。

⑬ 非優良運転者に係る免許証等更新時における書面による教示

法第92条の2の一般運転者又は違反運転者等の区分による更新を受けた者(以下「非優良運転者」という。)は、当該更新処分につき取消訴訟及び不服申立て(以下「取消訴訟等」という。)を提起することができる。

このため、非優良運転者については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により取消訴訟等を提起すること等を書面によって教示することが義務付けられている。

よって、非優良運転者に対しては、運転免許更新時における講習処分に係る教示(別記第41号様式、以下「教示書」という。)を交付して取消訴訟等を提起することができる旨教示すること。

なお、教示書の交付については次によるものとする。

ア 教示書の交付時期

更新等申請時又は免許証等の交付等時に行うこと。

イ 処分があったことを知った日の起算日

当該免許証等の交付等を受けた日

⑭ 偽・変造事案等の検挙報告

警察署長等は、免許証の偽造・変造、不正再交付申請による取得等の事案を検挙したときは、事案の大小にかかわらず、次の事項を文書により免許管理課長を経て、警察本部長に報告しなければならない。

ア 検挙の日時

イ 検挙の場所

ウ 検挙の端緒

エ 事案の概要

オ 事案に対する措置

⑮ 申請用写真に関する判断基準

ア 基本的な考え方

規則に規定する写真を基本とし、容姿等による適否については、社会通念上、個人識別が容易にできるものであることを判断基準とする。

注 規則第17条第2項第9号の規定

「申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの」

イ 具体的な判断基準

具体的には、個々に判断することとなるが、規則に定める写真の基準等について、おおむね次に掲げる判断基準によって適否を判定するものとする。

また、判断するに当たり宗教上又は医療上等の理由がある者から免許証の写真について相談を受ける場合等には、必要以上にプライバシー等にわたる質問を行ったり、不必要に帽子を脱がせたりすることなく、申請者のプライバシー等に十分配慮し、その聴取を相談室等において行うなど、必要な措置をとること。

⑯ 「無帽」(頭髪に係るものを含む。)に関する範囲

a まげを結っている者等で、そのものがそれを日常生活の形姿としている場合(例えば役者を職業としている場合)には殊更解かせる必要はない。

b ヘアバンドを使用しているものは、その形態にもよるが、一般的にはそのことをもって個人識別に支障があるとは認めがたいことから、外させる必要はない。

c スカーフやカツラを使用しているもので、その者がそれを日常生活の形姿としている場合又はそれが病気等により頭髪が抜けた場合等やむを得ない事情があると認められる場合は外させる必要はない。

d 医療上の理由がある者の帽子等については、輪郭を識別することができる範

画内で頭部を覆うものである場合には、色彩や形状等を問うものではない。

(イ) 「正面」に関する範囲

必ずしも真正面を向いていることを必要とせず、その程度にもよるが、正面に近い状態、例えばやや右向き若しくは左向き又はやや上向き若しくは下向きになっている程度のもので個人識別が容易にできるものであれば、真正面を向かせる必要はない。ただし、故意に行っている場合を除く。

(ロ) 「上三分身」に関する範囲

- a 顔一面のような写真は、上三分身（身体の上三分の一のものをいう。）とは認められない。
- b 上半身裸の写真は、社会通念上好ましくないので認めない。

(ハ) 「無背景」に関する範囲

無背景であっても、背景の色が極端な原色（真赤、黒色等）のものなど背景の色が濃く、個人識別が容易にできないようなものについては認めない。

(ニ) 申請用写真全般に関する範囲

a 顔の表情等

(a) 笑顔、泣き顔等で歯が見えているものは、その程度によるが、極端に口を大きく開けたり目をつむっているなど、個人識別が容易でないものは認めない。

(b) 整形前の写真については、その程度にもよるが、現在の容姿と著しく相違するようなものは認められない。

したがって、このような場合は、整形後の写真を提出するよう教示する。

(c) ピアス、イヤリング等の装飾品を付けているものは、その形態にもよるが、一般的には、問題があるとは認められないことから、外させる必要はない。

b 眼鏡等の使用

(a) 眼鏡条件のない者の眼鏡の使用又は伊達眼鏡を使用しているものは、その者がそれを日常生活の容姿としている場合には外させる必要はない。

(b) サングラス及び色のついたレンズを使用した眼鏡を使用しているものは、その色の程度、形状等により判断せざるを得ないが、病氣、負傷等（一時的なものを除く。）により必要があって使用しているような場合などで、それが日常生活の容姿であればことさらに外させる必要はない。

目安としては、瞳が判別できるものであれば、特に外させる必要はない。

(c) カラーコンタクトレンズの装着については、当該人種特有の虹彩色と著しく違う色のものについては認めない。

また、瞳を著しく大きく見せるもの及び虹彩とは異なる模様等のあるものについても認めない。

c その他

写真シール機、プリントシール機による写真（いわゆる「ブリクラ写真」）については認めない。

ウ デジタル写真に関する判断基準

(イ) 画像について

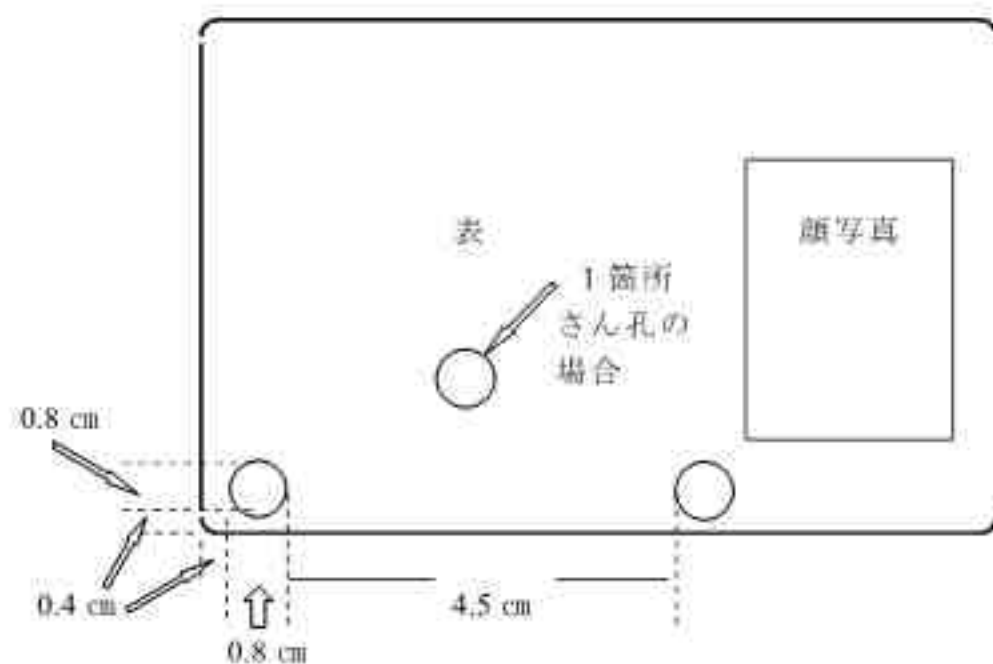
- a 画像が不鮮明であったり、ゆがんだりしているものについては認めない。
- b 画像にノイズ（画像の乱れ）が発生しているものについては認めない。
- c マスキング（切り抜き又は縁取り）、変形等の画像の加工・編集がなされているものについては認めない。

(ロ) 印刷について

- a 目視でジャギー（階段状のギザギザ模様）の発生やインクの粒状がわかる印刷の写真については認めない。
- b インクののにじみ、かすれがあるものについては認めない。
- c プリンタの印字ヘッドの動きに沿った縦又は横の線が写真上にあるものについては認めない。

資料 2

運転免許証のさん孔位置



※ 1箇所さん孔の場合は、おおむね、免許年月日または免許種別記載付近とすること。

別記

第1号様式（5（2）イ関係）

運転免許証等更新申請書（手数料用）			
鹿児島県公安委員会 殿		年 月 日	
氏 名			現 在 の 保 有 状 況 免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード
手続き終了後に希望する保有状況		免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード	
住 所	市・郡	丁目・町・村	番・番地 号
手 数 料 払 付 欄	免許証等更新手数料		講習手数料
	免許証・マイナ免許証・2枚持ち		優良・一般・違反・初回・高齢・特任 オンライン（優良・一般）
凡 例	免許証等更新手数料 免許証のみ 円 マイナ免許証のみ 円 2枚持ち 円		講習手数料 優良 円 一般 円 違反・初回 円 オンライン（優良・一般） 円

運転免許証等更新（経由）申請書（手数料用）			
公安委員会 殿		年 月 日	
氏 名			
住 所	市 町 村	番 地	番 号
現在の保有状況	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		
手続き終了後に希望する保有状況	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		
経由地公安委員会における免許情報記録の書換の有無		有 ・ 無	
手 数 料 貼 付 欄	経由更新手数料		
凡 例	経由更新手数料 経由地書換なしの場合 免許証のみ 円 マイナ免許証のみ 円 2枚持ち 円 経由地書換ありの場合 マイナ免許証のみ 円 2枚持ち 円		

第1-3号様式（5（2）イ関係）

経由申請書・更新時講習受講申請書 年 月 日			
鹿児島県公安委員会様			
ふりがな	連絡先電話番号		
氏名	自宅等	()	
生年月日	年 月 日	携帯	()
経由地公安委員会への免許証の返納の有無		有・無	
更新時講習		対面 ・ オンライン	
経由地公安委員会における免許情報記録の書換の有無		有 ・ 無	

※ 別紙質問票も記載してください。

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

適性検査の結果				
現に受けている免許				
	記録等公安委員会	公安委員会	免許情報記録の番号	第 号
	特定免許情報の記録等年月日		免許情報記録の有効期間の末日	

手数料貼付欄			
経由手数料		更新時講習手数料	
凡 例	経由地書換なし	円	優良 円
			一般 円
	経由地書換あり	円	オンライン（優良・一般） 円

第1～4号様式（5（2）イ関係）

課長	理事官	補佐	係長	主査

免許 事務 委員	職員	職員

年 月 日

免許管理課長 殿

受託者

経由申請の受理引継書

免許の委託事務に係る 年 月 日の経由申請受理については、下記のとおりであるので申請書を添えて引き継ぎます。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 経由申請者数 | 人 |
| 内訳 | |
| 経由地書換あり | |
| ・ マイナ免許証のみ | 人 |
| ・ 2枚持ち | 人 |
| 経由地書換なし | |
| ・ 免許証のみ | 人 |
| ・ マイナ免許証のみ | 人 |
| ・ 2枚持ち | 人 |

第2号様式（5（2）イ関係）

課 長	理事官	補 佐	係 長	主 査

免 許 事 務 委 託 機 関	職 目	職 目

年 月 日

免許管理課長 殿

受託者

運転免許証等更新申請の受理引継書

免許の委託事務に係る 年 月 日の運転免許証等更新申請（更新手数料及び講習手数料）受理については、下記のとおりであるので申請書を添えて引き継ぎます。

記

1 運転免許証等更新申請者 人

内訳

免許証→免許証	人
免許証→マイナ免許証	人
免許証→2枚持ち	人
マイナ免許証→免許証	人
マイナ免許証→マイナ免許証	人
マイナ免許証→2枚持ち	人
2枚持ち→免許証	人
2枚持ち→マイナ免許証	人
2枚持ち→2枚持ち	人

2 更新時講習受講者数

区 分	人数	区 分	人数	区 分	人数
優良運転者講習		一般運転者講習		違反運転者講習	
初回更新者講習		高齢者講習		特定任意講習	
オンライン講習 (優良)		オンライン講習 (一般)			

運転免許証再交付申請書（手数料用）	
鹿児島県公安委員会 殿	
年 月 日	
氏 名	
住 所	市 丁目 番 号 郡 町・村 番地
現在の保有状況	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード
手続き終了後に希望する保有状況	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード
手 数 料 貼 付 欄	運転免許証再交付手数料
凡 例	免許証再交付手数料 免許証のみ 円 マイナ免許証のみ 円 2枚持ち 円

第4号様式（5（2）イ関係）

課長	理事官	補佐	係長	主査

免 事 委 職	許 務 託 員	職 目	職 目

年 月 日

免許管理課長 殿

受託者

運転免許証再交付申請の受理引継書

免許の委託事務に係る 年 月 日の運転免許証等再交付等申請の受理については、下記のとおりであるので申請書を添えて引き継ぎます。

記

運転免許証再交付申請者数

人

内訳

免許証のみ→免許証のみ

人

免許証のみ→マイナ免許証のみ

人

免許証のみ→2枚持ち

人

マイナ免許証のみ→免許証のみ

人

マイナ免許証のみ→2枚持ち

人

2枚持ち（免許証紛失）→免許証のみ

人

2枚持ち（免許証紛失）→2枚持ち

人

2枚持ち（2枚とも紛失）→免許証のみ

人

2枚持ち（2枚とも紛失）→2枚持ち

人

運転免許証交付申請書（手数料用）	
鹿児島県公安委員会 殿	
年 月 日	
氏 名	
住 所	市 丁目 番 号 郡 町・村 番地
現在の保有状況	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード
手続き終了後に 希望する保有状況	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード
手 数 料 貼 付 欄	運転免許証交付手数料
凡 例	運転免許証交付手数料 円